

## 決 算 特 別 委 員 会 ( 2 日 目 )

1. 開会及び延会 令和2年9月17日(木) 午前9時30分 開会  
午後5時11分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	内野悦子
委員	杉本訓規
〃	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	川村優子
〃	岡本吉司
〃	西川弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	下村正樹
議員	吉村始
〃	松林謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
生活安全課長	竹本淳逸
生活安全課長補佐	西川雅大
税務課長	中文子
収納促進課長	椿本真司
市民生活部長	前村芳安
環境課長	庄田康則
クリーンセンター所長	白澤真治
産業観光部長	早田幸介
農林課長	芝浩文

商工観光課長	吉村和則
都市整備部長	松本秀樹
都市計画課長	奥田雅彦
建設課長	安川博敏
こども未来創造部長	井上理恵
子育て福祉課長	吉村浩尚
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子
教育総務課長	村田真也
学校教育課長	内蔵清
学校教育課長補佐	石橋和佳
体育振興課長	植田和明
中央公民館長	吉田賢二
図書館長	吉村賀央
新庄文化会館長兼 當麻文化会館長	竹内和代
会計管理者	中井浩子
監査委員事務局長	和田善弘

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	和田善弘
〃	高松和弘
〃	福原有美

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和元年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続いて決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日に続きまして決算特別委員会ということで、昨日につきましては、皆さん方のご協力によりまして、若干遅れはございますけれど、ほぼ予定どおりということで進めさせていただきました。本日も引き続きしっかりと議論を高めていただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、委員外議員ご紹介をいたします。松林議員でございます。吉村始議員でございます。

まず、議事に入る前に、昨日、委員の皆さんからご発言等ございました一部答弁漏れ、それから資料の修正等につきまして、各担当部署からご説明をお願い申し上げます。

前村部長。

**前村市民生活部長** おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

昨日ご審議いただきました件で、まず成果報告書のほうの41ページをお願いいたします。こちらのほうの5番の可燃ごみ処理事業、クリーンセンターにつきまして、トン数、収集量を書いておりましたところ、今度、右側のほうのコストが幾らかということでございます。

まず(1)の可燃ごみ収集・処理事業につきましては、1億7,138万956円でございます。(2)の資源ごみ収集・処理事業にかかりました経費が、1億6,074万4,700円でございます。(3)につきましては、トータル額7,161万4,358円でございます。

それともう1点、今度は決算書のほうの87ページ、犬猫死体処理委託料につきまして、月別の内訳はどうなってるのか資料をお願いしたいということをおっしゃっていただきましたので、準備させていただいております。

以上でございます。よろしくお祈りします。

**増田委員長** それでは、ただいまご説明のございました令和元年度犬猫死骸引取委託料の内訳につきまして資料を配布いたします。よろしいですか。

続きまして、白澤所長、ないですか。いいですか。

それでは、監査委員事務局、ご説明をお願いいたします。

**和田監査委員事務局長** 監査委員事務局の和田でございます。おはようございます。

昨日、岡本委員のほうから指摘がありました件につきまして、再度、監査委員報告書のほうを見直しましたところ、それぞれの数字の四捨五入の関係で、個々の数字自体は四捨五入でそういうふうな数字が出てたんですけども、最終的に100%に合わせなければいけないところを、間違っただけでそれぞれの四捨五入の数字を上げていたというのが主な間違いということになると思います。その他、もう一度いろんな数字のほうを見直しまして昨日作らせていただいた修正の報告書のほうを、今からお配りさせていただく形で進めていただけたらと考えております。

報告書についても、ご指摘のありましたとおり、従来、報告書が添付されていたものを、私の判断で今年作成したものをつけなかったということでご迷惑をおかけいたしましたので、

その分も含めておわびいたしたいと思います。

**増田委員長** それでは、資料の配付、お願いをいたします。

(資料配付)

**増田委員長** 開会前に注意事項を申し上げます。発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。本議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際しては密閉空間にならないように入出口と窓開放しておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の進行につきましては、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいというふうに思いますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いを申し上げます。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に、前置き、要望、若干多いように感じておりますので、議事の進行上、できるだけ簡明に進めていただきたいとくれぐれもお願いを申し上げます。また、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、原則、部長または担当課長でお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、まず5款農林商工費に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** おはようございます。本日もよろしくようお願いいたします。私のほうから3点質問させていただきます。

まず1点目、92ページ、5款農林商工費、1項農業費、7目休養センター管理費の中の農業者健康管理休養センター管理事業の中の11節の光熱水費のところなんですけども、これ予算に対して15%アップしております。今現状、この農業者健康管理休養センターなんですけども、使っておりません。一部開放しているところがあったりとか、外部の方が使っていらっしゃるところあるんですけども、その外部の使っていらっしゃるところは電気代も使っていらっしゃることなので、これがなぜこだけ上がっているかという理由、これが1点目。

2点目が、94ページ、2項林業費、1目林業振興費の中の森林保全整備事業、この中の13節の委託料、森林環境事業委託料、これが若干執行金額少ないんですけども、そもそもこれは放置林の解消を目的とした予算と聞いております。放置林はまだまだあると思うんですけども、これだけ若干ですけど少ない理由、これが2点目。

それから3番目、96ページ、観光費の中の観光振興事業の8節報償費、観光アドバイザー会議委員報償費なんですけども、これ現状、何名でどういった方で構成されているか、それが何回開催されたか、その結果どういった成果として現れているのか、この辺りお聞かせください。

3点お願いします。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** おはようございます。農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、休養センター管理費の光熱水費が15%ほどアップしているということでございます。これは、去年に関しましてはかなりの気温の高さということもありまして、エアコンを使う期間が長くなったということでございます。そのためにアップしたというふうになっております。

それと、森林環境委託ということでございますが、これの内訳といたしましては、森林病害虫被害、これは前年から言ってますナラ枯れのことですけれども、これが69万3,000円。それと施業放置林整備、これが面積としましては1.68ヘクタールで、77万円。それと、施業放置林解消活動推進事業委託費、これが森林マネージャーといいますけれども、施業放置林を計画するところを調査していただく費用となります。これが25万7,000円。それと、獣害に強い里山づくり、これが面積としましては0.23ヘクタール、8万3,600円と、合計で180万3,600円というふうになっております。

以上でございます。

**増田委員長** 今、先ほど利用されてない施設というふうに表現をされてるので、利用状況についても説明しといてください。

芝課長。

**芝 農林課長** 休養センターにつきましては、ただいま休養センターの食堂部におきまして福祉の関係の事業者が入っておられます。それと、多目的ホール、これに関しましては太鼓の練習をされておまして、週3回というふうに聞いております。それと、猟友会の事務所も本館の中に構えております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

観光アドバイザー会議についてのご質問でございますが、これは本市の活性化及び観光振興を図ることを目的として、独自の観光資源を活用した施策を推進することに関しまして幅広い分野の識見を有する方から意見を徴するために設けられた会議でございます。

現在、令和元年度につきましては、観光アドバイザー委員は12名の方がおられます。これは2年任期で平成30年7月に委嘱をさせていただきまして、2年間ということになっております。どのような方かと申し上げますと、まず大阪観光局の理事長様、それから観光エネルギーコンサルタントの方、それから民間の企業の方、市商工会関係、それから市内の観光関係の施設の方ということで、現在、當麻寺のご住職にも加わっていただいております。それから、ボランティア関係団体等の方で構成をさせていただきまして12名となっております。

成果のほうでございますが、令和元年度につきましては3つのテーマを掲げさせていただきました。我々行政の立場から見えない部分をそれぞれ専門的な立場でご意見を賜りました。中身的に申し上げますと、観光地周遊ルートの関係について今後どのように取り組んでいけ

ば良いのか、それから相撲館のほうが30周年に当たるということで、これに対してどのような形で取り組んでいくべきか、また日本遺産竹内街道の今後の活用する方法等につきまして様々なご意見を賜りましたところでございます。

現在コロナ禍ということもございまして、その意見を反映させていかなければということも思っておるところでございますが、今後そのご意見を活用した形でしっかりと観光行政に携わっていきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 会議の開催状況について。

吉村課長。

**吉村商工観光課長** 漏れ落ちまして、すみません。開催につきましては、昨年は1回だけ開催をさせていただいております。3月に1回開催ということでございます。

よろしく願いいたします。

**増田委員長** よろしいか。

奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。まず1点目、農業者健康管理休養センターの件なんですけども、先ほど、エアコンの使用期間が長くなったというのは理解できるんですけども、その理由としておっしゃられた食堂のところ、今入っていらっしゃる業者ということで、これはたしか2年ほど前に確認させてもらった頃はここは事業者が支払うというふうにおっしゃってまして、これ入ってこないお金じゃないの、入ってくるんでいいんですか。そうですか。

あと、その多目的ホールの週3回と、猟友会が入っていらっしゃるというのは今回初めて聞いたんですけども、そもそもあれは使っていないからということで、あの施設をどうするかという議論は前々からあって、潰したところで多額の補助金返さなあかんからという形ですとそのまま現状維持だったところに、ここ何年かで利用者が入ってきたということで、さらにそれに伴って大々的にお金かけて屋根の修理とかしております。施設が全体老朽化しておりますして、使っている以上はほかのところにも多分いろんなお金がまたかかってくると思うんですけども、その辺り、今後の見通し、あの施設自体をどうしていくんかというのがもし今分かるのであれば、それも教えてください。電気料金については分かりました。

それから、森林環境事業委託料、内訳を聞かせていただきまして、ナラ枯れがあつたりとかもろもろで了解いたしました。今、あとお聞きしたいのがナラ枯れのその後の被害状況、落ち着いてるのかどうか。いつときもう山がずっと枯れて、夏場でも真っ赤かになってるというのもありましたけども、それが今一旦枯れてしまつて分かりにくくはなつてますけど、今現状、進行状況はどういう形かというのを教えてください。

それから最後、観光アドバイザー会議なんですけども、構成メンバーと開催数、それからその中の検討課題のテーマ3つ言っていたんですけども、メンバーはお聞きしてる限り全然代わり映えないんですよ。全然変わっていないと言ってもいいと思います。話されている内容も、例えば1点目挙げられた周遊ルートの取組というのは、これはほかのところに出てきますけども、高いお金払ってコンサルタントに委託してるんですよ。それでなおか

つ、ここで毎年出てるような同じようなテーマでまた話されてる。

それから、相撲館については、これは結構ですわ。

日本遺産の件に関しても、竹内街道の取組として、やはり大阪府と一緒にそこにお金かけてやっていらっしゃるよ。だから同じことをやっていることにならないか、その費用は本当に必要なんでしょうかね。これだけお願いします。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

休養センターですけども、今現在使っておられることもありますし、今、消防の点検がありまして、多少消防のほうから指摘を受けてる事項がございます。それに向けて、それを解消することに向けて事業を進めていってるところでございます。

それとナラ枯れですけども、かなり減ってはきてはおるんですけども、まだ立ち枯れてる状態の木がございます。それは今後、撤去するような方向で進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきましたメンバーにつきましては、委員おっしゃるように過去からずっと継承されたものということでございます。新たな方も含めて、今後、今いただきました意見を取り入れまして、また理事者側とも相談し、このアドバイザー会議が有意義なものになるように考えていきたいかなと思っております。

継続性につきましても、おっしゃられる部分、重複する部分以外の部分につきましては、この行政マンといたしましてなかなか見えてこない部分がございますので、そういった会議を通じまして新たな取組につなげていければなというふうに思っております。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。農業者健康管理休養センター、たいま温泉のことですけども、使っている以上、消防からもいろんな指摘があつて、直していかんとあかんところが出てくると思います。さっきも言うた、施設の老朽化によって手を入れんとあかんところも出てきて、これもあんだけのほったらかしてる期間長かったので、やっぱり手を入れていくお金というのはますますかかってくると思いますので、その辺り費用対効果を見極めながらいろんな利用方法を探っていただきたいと思います。

それから、ナラ枯れについて、やっぱりまだ下火になってない、下火かどうか分かりませんが、民間の所有地でナラ枯れになって倒壊の危険性のあるところは実は点々とあるんですけども、その辺り所有者の問題になると思うんですけど、そういったところの対応がもし何かできるとかいうのがあれば、また対応を考えてあげていただきたいと思います。

それから、観光アドバイザー事業の件ですけども、有意義なものにしてやっていただける

ということはもう当然なことであって、私言ってるのは、同じようなことをこっちにも多額のお金出して委託してる、こっちでは一方やってる、でもこれは意見聞いているだけやと。政策にどう反映されているかは非常に不透明なんですよね。こういったことを放置するんじゃないくて、本当にこれが必要なのか、会議が。もう何年も続いているんやったら、なおさら本当にこれやるべきかどうかという判断もすべきやと思うので、それは次の年度に考えてください。よろしくお願いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** おはようございます。よろしくお願いします。

97ページをお願いします。観光費の中の19節、97ページの一番上、観光振興支援事業の中の県ビジターズビューロー、これは奥本委員も昨日おっしゃってたので、僕も気になるところあるんで聞きます。その下の観光キャンペーン特別負担金、これは多分、知れば知るほど奈良はおもしろいキャンペーン負担金のことやと思うんです。これ新聞にも載ってたんですけども、僕が気になんのは、これいろいろ調べてもらったんですけど、この2つ、他市の状況も見させてもらったんですけども、葛城市は知れば知るほどおもしろいキャンペーンのほうは12万6,000円払ってるんですけども、お隣の香芝市やったら6万3,000円、大和高田市やったら31万6,000円、宇陀市やったら18万9,000円、五條市28万7,000円とか、何か根拠がよく分からないんです。その県ビジターズビューローの年会費負担金、こっちも他市と比べてばらばらなんです。これ、どういう根拠でこの金額になるか。例えば書面か何かで交わされてると思うんですけど、覚書とかそういう契約書みたいなんがどんなんがあるか分からないんですけど、どういうことを書いてあるのかちょっと教えていただきたいのと、そもそもこの2つに関しては費用対効果、どんな期待をして入られてんのか。ホームページとかカタログとか取り寄せてみたんですけども、うーんという感じなんですけども、今この2つ、どういう根拠のお金なんかというのと、費用対効果どういう効果を求められてんのか、そしてその効果があったのかどうかお聞かせ願います。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ビジターズビューローの負担金の件でございますが、これにつきましては各市町村割でビジターズビューローのほうで一定の算出をもって計算されたものと伺っておりまして、葛城市のほうは12万6,000円ということで、隣の香芝市であれば6万3,000円、なぜこれがこっだけ違うのかというようなことやと思いますが、これはもともと合併前にそれぞれ旧當麻町、旧新庄町で計上されたものがそのまま合算されて葛城市の今の負担金につながっているものということで伺っております。人口レベル等の関係も考えていきますと、若干金額のほう疑問に思われるのは当然やと思いますので、この件についてはまたビジターズビューローとの協議を今後考えさせていただきたいかなというふうに思います。

それから、キャンペーンの覚書につきまして、手元に覚書のほうがございませんので、また後刻ご説明を申し上げさせてもらいたいと思います。



成果等につきましては、私どもの葛城市につきましては比較的、他市町村とは違いまして、相撲館を取り入れた形のツアーをかなりの数で取り入れていただいております。それがありまして、平成30年度は約1,500名のインバウンドの方の集客がございまして、それから平成31年度につきましては約2,000人の方ということで、右肩上がりの伸びということで、その辺につきましてはかなりの成果につながっているのかなと思います。

併せまして、キャンペーンのほうにつきましては、フリーペーパーのほう、おっしゃるとおり知れば知るほど奈良はおもしろいほうに、できる限りの部分でございまして、私ども葛城市のぼたん祭り、けはや法要等の関連行事をはじめ、様々な事業の紹介をしていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。効果はあるというところですかね。分かりました。費用対効果についてはそう信じときます。

覚書、今、手元にないという話で、あるのはあるんですかね。それ見て、前に進む前にこれ言わなあかん。合併前の話、今、答弁の中では考えるというのを、もちろんそれやってもらわないとばらばらな数字になってるじゃないですか。それはもうちょっときっちりやっていただきたいと思います。そこに僕が疑問なのは、その覚書にはちゃんとそういう根拠は書いてあるということですか。その覚書自体はあるんですよね。見せていただくことは可能なんですよね。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** このキャンペーンの件でございまして、以前にいろいろと県のほうでいろんな問題視された部分でございまして、半月ほど前でございまして、県の観光担当課長のほうが各市町村を回られておりまして、私ども葛城市のほうにもおいでになりました。その際に全て見直しをされるというふうに伺っておりまして、その際に私どものほうのこの金額も再度協議を図っていただきたいかなというふうに思っております。今まではビクターズビューローのほうにこのキャンペーンの分につきましては丸投げされてたようなことで伺っておりますが、今度は今伺ってお話では、協議会を新たに立ち上げまして、県主体の協議会組織でこの部分を動かしていくというようなことで現在伺っております。最終的に決定の報告は来ておりませんので、今後そういう形で動かれるものということで私どものほう考えておりますので、その際に今の負担金のほうにつきましても再度協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** あんまり分からなかったですけど、今まではなかったんですかね、もう聞けないんですね。

**増田委員長** よろしいよ。確認して。

**杉本委員** よろしいですか。今まではなかったんですけど、これから作るということですかね。僕が何を聞きたいかという、この合併前の根拠でも何でもいいんですけども、これを算出する根

抛の覚書なりその紙面があるんかというのをお聞き、それがあってこの数字という、そこが  
ありますやったらいいんですけど、なかったらそんなことできんのかという話なので、そこを  
お聞きしたい。今からやるのはいいんですけども、そこをお聞きしたい。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 誠に申し訳ございません。覚書の件でございますが、かなり以前になるのか、交  
わされてる部分を私、拝見したことがないので、再度確認をさせていただきまして、も  
ちろん県のほうではお持ちやと思いますので、あるようであればまたご報告をさせていただ  
きたいということで、よろしいでしょうか。

**増田委員長** その資料につきましては、後ほど杉本委員に連絡取っていただいて確認していただくよ  
うにお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** おはようございます。よろしく申し上げます。

まず90ページ、農業振興費の農業振興地域整備計画見直し業務委託料となってあるわけや  
けど、これのどういうふうな内容に仕上がってんのか。今、初めに聞いていたら、5年ごと  
に見直しますよと、いわゆる広域農道とかそういうような計画もしていきますということは聞  
いとるわけやけど、実際にどういうふうな仕上がりになってんのか。

それから91ページ、経営所得安定対策事業、ここの負担金、生産調整地域調整推進助成金、  
当初40ヘクタール、それが今41.7ヘクタールとなって、非常に農地の面積、今まで大和平野  
の関係を見てますと565町ぐらいの農地面積、それに対して41町7反、もう本当にこのぐら  
い転作あるんかなということと、それから今この転作の確認について支部長除いて85人ほど  
人手が要る、本当に要るんかどうかいということ。これ毎年同じこと聞いとるわけやけど、決算  
的には執行してある。これが正しいんかどうかい。正しいから執行してあると思うけども、も  
う一遍確認の意味で言わせてもらいたいというふうに思います。

それから、畜産業費の負担金の中で、養鶏組合10万円が計上されておった。ところが、今  
現在は執行されてない。養鶏組合、もちろん話合いの中でされたんやと思うけども、どうい  
う形で執行されなかったのかということですね。

取りあえず、まず3点お願いいたします。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

農業振興費の農業振興地域整備計画でございます。これは、農業の振興を図るべき地域を  
明確にいたしまして、土地の有効利用と農業の近代化を推進するため、おおむね10年を見据  
えて、県との協議を経て市が定める事業でございます。県が定めた農業の振興を図るべき地  
域を今後、農家に活用する区域と非農業用の区域とを区別し、農業用に活用する区域におき  
ましては農業生産基盤の整備、非農業用の区域は生活環境の整備など、農業の振興に関する  
各種の政策を実施しております。農用地面積や農業就業人口、計画達成状況などを見直し、  
必要な項目の状況や将来の見通しについておおむね5年ごとに調査を実施いたしまして、社

会情勢の変化に適応できるように農業振興地域整備計画の見直しを行いました。前回は平成26年度に見直しを行っており、令和元年度になって計画の見直しを行っております。

それと、生産調整のほうですが、経営所得安定対策、令和元年度における目標の転作率は43%でありまして、葛城市における全作付面積というのは669.6ヘクタール、そのうち水稻の作付が380.5ヘクタールということでございます。市内の平均転作率は43.18%いうところで、44か大字中25か大字が達成されております。

それと、報償費でございます。これは、前回の決算特別委員会で委員ご指摘のありました、どういうふうな支払いをしてるのかということでございますけれども、令和2年度から各お手伝いをさせていただいた方に対して支払うようにはさせてもうておるんですが、この令和元年度はそのまま支部長のほうに支払いさせていただいております。

それと、養鶏組合でございます。養鶏組合のほうがもともと組合として活動されておったんでございますけども、1軒の農家がもう廃業されまして、今、1つの農家になっておりますので、もう組合としては成立してないということで、今回補助金は支払っていないということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長から説明してもらったわけやけども、さっき聞いてる、具体的にこの農業振興計画立てて、先ほど言うたように、例えば農道をどこへつけていきますとか、予算のときにその広域農道というような話を聞いたから、そういう広域農道の計画があるんかないうことで聞かせてもらって、今、課長言うてくれてはるように、土地の利用促進とかそれは基本的なことは言うてもうたらええと思うねけど、具体的に例えば将来5年間の間にどこへ農道をつけますとか、あるいは農用地の見直しをするとか、例えばですよ。具体的なことを教えてほしいから質問したわけやけど、その基本的なことは課長おっしゃるように、そういうものを目的として計画立てたということは分かるわけやけど、我々具体的に何をやるんかということが分からんので、もう少し今言うたようなことを教えてもらいたいというふうに思います。

それから転作の関係、目標が43%、転作率43.18%と目標どおりいけますよ。44か大字のうちで25か大字あるし、私が今、560町言うたんは分水の面積やから、いうたら分水にかかってないところを入れたら669町あるということやけども、その中で、毎年言うてるように、こんだけの41町何ぼの転作を確認するときに、85人から90人近い人手が本当に要るんかどうかということ去年も言うてるわけやんな。今、課長、正直に、去年までは連名で支部長に皆渡しました。いつも言うふしに、支部長のところに渡るけども何の金やねんと。自分のもんは分かる。何の金やねんということが現実やいうことで指摘してる。それに対して、令和2年度は個々に支払いますということやけども、本当に担当課として、例えば私、新村に住んでますけども、例えば新村で5人、本当に5人確認出てんのか。それを実際、事務局が確認してくれてんのか。私は出てないと思うてるわけですよ。出てないのにお金が支払われてる。これは現実やと思うてる。だから、今、課長言われるように、令和2年度からは個々に支払いますよという話をしてはる。ところがわしの言いたいのは、本当にそんだけの人数が

要るのか要らへんのかいうことをきちっとしないと、前からこうやってますさかいに今もこうやりまんねんというんであったら、いわゆる改革というのかそんな大きな意味はないけども、でけへん。そやから、全体的に私は細々と言うのやないけども、やっぱりその小さい積み上げが財政にも影響してくる。だから、こんな85人、90人、それは何ぼかは出てはるやろう。そやけども、半分も出てはらへんのと違うかなと私は思うてます。そやから、きちっと一緒に転作回ってんであれば、例えばこの大字5人割当てたんやったら、5人出てはんのかどうか。担当課やったら、いや出てはるさかい払うてまんねんと、それはそうやと思う。よそのまちは知りませんが、私の近辺ずっと見てたら、少のうても出てないいうふうには思うてます。

それと、養鶏組合のは分かりましたわ。一応、組合員も減って組合の存続はないということで、ですからもう一遍農業振興の関係を具体的に言うてもらおうのと、いわゆるこの転作、その担当の、今は農業活性化委員いうんかな、その人で十分やと私は思うてます。こんな90人近うも要らへんと思う。その辺も含めて、一応使うてしもうてあんねから、これはどうこう言うてもしゃあない話やし、令和2年度ももう終わってるということやからしゃあないけども、例えば令和3年から廃止をするという形を断言できるんか、いやいや減らしていつて最終的には何年かで減らしますということになるのか。私の記憶からいったら、前から言うように、合併して5年間でこれは廃止しますということでスタートしたというように私は思うてるから、ずっとこの話をしとんねけど、そういう考えがあるのかなのかいうことも含めて答弁していただきたい。

**増田委員長** 先ほど説明ありました農業振興計画、過去に議会のほうにご報告ございましたか。ないですかね、資料ね。これ、具体的な質問を要求されてるんですけども、答弁で十分説明できる範囲を超えてると思うので、資料を提供できるようであれば資料提供をしていただけたらなというふうに思います。

芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。

資料は今持ち合わせしておりませんので、また改めてお配りさせていただくということをお願いしたいと思います。

それと、経営所得安定対策ですけども、現地調査に関しましては、これ職員も一緒に行ってまして、来られてる方というのは各大字何人来られてるというふうなことはもちろん確認しておりますし、場所によっては広い地域であれば2班、3班と分かれて確認していただくというところもございますので、これは確実に誰が来て確認していただいているということはもちろんやっております。

以上でございます。

**増田委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

先ほどの現調の関係ですが、昨年度の決算、今年予算につきましても、岡本委員のほうから同じような質問がありまして、昨年度も含めて来ていただいている方についての人数、そ

れについては職員が確認して、それを前年度までは各支部長に3人分だったら3人分まとめてお支払いしておったと。それを、今年度からは各個人にお支払いするようにしております。そこにつきましては、岡本委員の大字新村区におきましても1人で回っていただいているわけではなくて、数人で回っていただいて現地調査をしていただいております。それは、職員が確実に確認をさせていただいて、個人の口座のほうにお振り込みをさせていただいております。ということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 早田部長、今、現調という言葉をお使いですけども、できるだけ縮小しやんとフルで説明していただいたほうが分かりやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

岡本委員。

**岡本委員** それは今、農業振興のやつ、資料出してくれということやって、それはそんでええと思うけど、現地調査についてはこんな言い合いばかりしててもしやあないけども、結局今、何遍も言うて、減らしていく気はあるのかないのか言うててその答弁1つもないねけど、このままずっといきまんねんということかいな。そやけど、ほんまによその村は言わへんがな。それは、お宅らから見たら、それはきちっと出てると言わんとやな、執行してんねんさかい、いやいや出たらしまへんと言われへんがな、それはやで。そやから、わしの言いたいのは、そんな言い合いすんねやなしに、やっぱりほんまに必要かいと。例えばうちの村で見て、何ヘクタール休耕してんのか、転作してんのかということやんか。どこ見たかって、ほとんどもうないねやん、合併してから。合併するまでは非常に厳しかった。だから、五十五、六ヘクタール割当てをせんと目標達成できんかった。合併してから、あんまりこれやかましゅう言わんようになった。そやから緩んだというんかいな、もう旧の新庄地域、転作してくれてあるところは別やで。だから、ほとんど荒地のところも少のうなった、山間は別としてな。そんだけ荒地少なくてほとんど水稲作ってるとなったら、例えばうちの村で5人、6人おつてや、見に行くところどこ見んねんと。これはへりくつやないで。現実に隣でもそうやんか。わしら近辺見てたら、ほんまに転作してる。ネギ作ってはるところ、これは転作してはるやろう。うちの村でもそんなんしれとる。川から西でもそうやん。そんな状態の中で、本当に1か大字5人も6人も出て行かんなんところ、あるいは3人出るところ、少のうても1か大字3人は、推進委員以外プラス3人ということは合計4人や。そんだけ出て確認せんなんほどの転作があるのかどうかということやから、こんなん言いつ放しやからな。そやからわしは、もう令和2年度はもう執行してあるからしやあないさかいに、3年からやな。もうそれを減らしていくという方向にしてもらえるとということで置いときますわ。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくをお願いします。

まずは89ページ、5款農林商工費、1項農業費の中の3目農業振興費の中の19節負担金補助及び交付金のところの2段目、北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金、この協議会がどういうものなのか、この農業用資材についての扱いがどうなっているのか、

ここをお聞きします。

続いてですが、これは97ページになります。5款農林商工費、3項商工費の2目観光費の中ですが、19節の観光振興支援事業の中の一番下に観光振興補助金というのがございます。この成果報告書を見ますと、葛城市観光協会ほか6団体の運営費または補助というふうになって、観光協会の補助金が出るのは分かるんですけど、だから除いたらほかにも5団体あると思うんですが、それぞれの内訳をお願いしたいんです。これは商工のほうもそうなんですけど、商工振興助成費となって何段階、内訳全くなくて、農業振興のほうは、さっきの養鶏組合もそうなんですけど、花卉関係についても、1つ1つ具体的な団体にどれだけというふうにしちっと書いてあるんですけど、この商工と観光のほうは団体名も内訳もないので、ここら辺きちっと教えていただきたいんですが、取りあえず観光のほうよろしく願いいたします。

それから、3つ目になります。98ページ、同じく3項商工費の4目プレミアム付商品券事業費というところなんです。これは消費税導入に当たって、低所得の方に対してプレミアム付商品券事業をやったものだと思いますが、この13の委託料というところですね。ここに、システム構築委託料とかプレミアム付商品券販売業務委託料とかということで合わせて1,300万円程度出ているわけでありましてけれども、下の19節負担金補助及び交付金となっておりますこのプレミアム付商品券事業補助金というところを見ると、実質ここが支払われた金額のかなというふうに思うんですけども、この販売業務委託料のほうが非常に高いというか、補助しているよりも委託したほうがほぼ同じぐらいの金額になってるのかなというふうに私には見えるんですけど、そういうもんなのかどうか中身がよく分からないので、これ何か補助してるのか委託者をもうけさせてるのか分からんように受け取れるんです。違うかったらあれなので、そこをお聞きします。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

まず、農業振興費の北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金でございます。これは、北葛地区におけます農業用使用済プラスチックの適正処理を図るため、回収のシステムの構築と再生処理を推進いたしまして、環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的としております。業務内容としましては、排出量の把握と回収計画の策定、それと回収方法の検討と啓発指導、適正処理に関する調査及び検討ということになっております。構成されてる団体ですけども、これは大和高田市、香芝市、それと広陵町、それと農協、中部農林振興事務所と、もちろん葛城市とを含めて、そのメンバーで構成されております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まず1点目のご質問で、観光振興の補助金のほうでございますが、6団体の内訳ということでご質問いただいたと思いますが、これは決算書の中の19節に書いております団体全てを固めた形の説明の成果報告書になっておりますので、具体的な中身は書かれてないということで申し訳ないんですが、主にここに記載の団体6団体、ビジターズビューロー、インバウ

ンド促進協議会、歴史街道推進協議会、これを6つの団体という位置づけの意味でくくって記載をさせていただいております。

それから、プレミアム付商品券の関係でございますが、この金額につきましては、委員おっしゃるとおりプレミアム付商品券の販売に関しての20%分がこの金額に当たるものでございます。全体的には7,874万9,500円の利用をいただいたことになっております。額面的には委託料の部分、おっしゃるとおり高いわけでございますが、この全体の費用としては7,870万円余りということのご利用がいただけたということで解釈いただけたらと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 最後のところご確認なんですけれども、7,800万円余りを利用させていただいたというのは、それはこのところどういう数字になってどこに入ってるんかというのが分からないんですよ。というのは、ここに書いてある右側のプレミアム付商品券事業費の中のどこにそれが入るのかということ、これ確認で、すみません。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。

すみません。この成果報告書につきましては、全体費用は載せておりませんでした。申し訳ございません。差額分につきましては、各購入者の方が購入する際に2万5,000円の券であれば2万円をお支払いいただいております。これは銀行のほうにお支払いいただいております。この差額分5,000円分を市のほうから銀行にお支払いすると、その分の費用が1,574万9,900円となっております。申し訳ございません。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。まず、この農業使用済プラスチック適正処理推進協議会、27万7,000円毎年払ってると思うんですが、私、農業やってるんですけれども、確かにマルチ、それから波板シート、非常に処理に困っておられる方がおられて、これどうしたらいいんやということをやよう聞かれたりする。個人的にクリーンセンターにいろんなもん持っていったときも伺ってみると、5メートル以内に切って家庭用に入れてくれてもええと。何で5メートルやいうて言うたら、やっぱり入らないですね。もうバーツと長くなってしまうと、とてもじゃないけど炉に入れる穴に入らないので切ってくれたらいいけど。でも、そんなん丸めていったら炉が傷むことにもなるし、何かこの廃プラスチックの在り方についてどうしたらいいんかということ、これだけ27万7,000円ほど、回収方法も含めて検討、その処理方法も含めて検討と、毎年検討だけしてるのか。もうちょっとそこら辺は、農業者の方あるいは家庭菜園でマルチ使われる方も増えてきて、多分クリーンセンターのほうも困っておられると思うんですよ。そこら辺がどうなってるかいうことを、何か決まってもうそういうことを言われてはるんやったらホームページにでも書いて欲しいんですけど、そこら辺どうなってるのか。それで毎年27万円検討ばかりしてしまいたいというのではあれなので、そこら辺のことをもうちょっとお願いしたいと思います。追加でいいですか。説明をお願いしたいと思います。

それから、97ページの観光振興支援事業のところですが、ここにそれぞれの6団体に分担金と書いてある。その団体に、この観光振興補助金が更に上乘せされてるということですか。今のは僕どうも理解ができないので、要は観光振興補助金の400万円、これがどこにどれだけ払われてるのか。それをお聞きしたいんです。それをもう一回お願いいたします。

それから、プレミアム付商品券の問題ですけれども、また葛城市はやるわけですよ。一般会計補正予算で我々議論してきたんですけども、こういうシステム構築して、業務委託料は別としてですけどシステム構築してると。これは1回やっておられるわけですから、これはこういう形でまた再度利用したりできるものなのか、毎回こう違ってこれだけの金額をあれするのか。もうこのプレミアム付商品券、これ見るだけで私何やってるのかなと思うので、リユースじゃないけど使い回しができるようなものなのかどうか、これをお聞きします。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくをお願いいたします。

処理方法でございますけども、これは農業者の方が農協の経済センターに申し込んでいただいて、それは新庄農協、當麻経済センターどちらでも結構ですけども申し込んでいただいて、この27万7,000円がかかった費用の3分の1を負担していると。その内訳としましては、農業者が3分の1、農協が3分の1というふうになっております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、観光振興事業の関係でございますが、これは19節に記載の団体全てを総称して記載をさせていただいてるために、ちょっと誤解を招くような表現になっておるのかなと思っております。ちなみに、この400万円の執行の内訳はこの6団体とは別になりますので、追加でご説明申し上げたいかなと思います。

この400万円につきましては、けはや祭りに係る費用と、あと竹内街道の活性化に関する費用、それから蓮花ちゃん活動に係る費用、この費用として400万円を観光協会のほうに補助させていただいているものでございます。

それから、プレミアム付商品券の関係でございますが、これにつきましては、そもそも性質的なものが全く異なるものでございまして、決算上のこのプレミアムにつきましては消費税が上がったことに伴いましての緩和策という形のものでございまして、対象者も全く異なるものでございます。ですので、その辺、相互に利用という部分は非常に難しいかなと、できないものと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** 芝課長、先ほどの谷原委員のクリーンセンター云々という発言ありましたけれども、原則論の話ししといてくださいね。

芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。

基本的には、クリーンセンターの持込みは駄目ということでございます。



以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。これ、最後のほうからいきますけど、プラスチックの件なんですけれども、年末に農協が軽トラでまとめて持ってきてくださいというのがありますし、個別に問合せしてそれで持っていつてくれるというふうなこともあろうかと思うんですけども、これはこの費用の中に先ほど言った3分の1の補助が入ってのこの協議会のお金ということで理解してよろしいんですね。分かりました。これについては、積極的にもっと周知していただいて、炉が傷むということもありますし、そういうことがありますので、ぜひ周知をしていただけたらと思っております。

それから、先ほどの観光振興費のほうなんですけれども、これは観光協会に入ってるということですよ。だから、観光協会の費用としてかなりの補助金出しておるんです。これを、先ほども商工振興費のもし言いましたけれど、これ商工会のほうの補助金と合わせると、観光協会のほうに入ってるお金、商工会に入っているお金、かなりバランスが僕どうなんかなと思って見させていだいてたんです。そこら辺、本当に金額が適正なのかどうかも含めて、観光を盛り上げなあかんいうのもそうなんですけども、商工者の方から見ると、何か商工会のほうも振興費と団体費入れて比べてみると、両方上げえいうわけじゃなくて、効果的に使うためにどうなのかいうことを検証していただけたらと思います。

プレミアムのほうは分かりました。あまり合理的な制度ではないので大変なんですけど、国の施策ですから、申し訳ありません。

以上です。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 関連でお願いいたします。今のプレミアム付商品券の件なんですけれども、今、谷原委員が質問していただいて内容等はよく分かったんです。今回、消費税がアップすることで低額所得者、また子育てをされてるお宅にということで、私がちょっとショックやったんですが、この販売の率なんです。非課税世帯に対しての37.4%ということで、子育て世代に関しては61.8%ということなんですけども、この少ない理由というのをお聞きさせていただきたいのと、あと販売業務を委託されたところは2か所かなと思ってるんですけど、そのチケットを交換しに行ったところの場所を教えてくださいませんか。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

販売率が低かったということなんですけど、その主たる原因というのはつかみにくい部分があるんですけど、まだ比較的、他市町村に比べまして利用いただいているほうの部類に入るのかなというふうに私どもは感じております。どうしても、その店舗を利用されるのに当たっての交通の便とかそういった部分が多少影響して、高齢世帯の方に負担となっている部分もあり、あとまた、これはあくまでも購入というものでございますので、2万円を払って2万5,000円の券ということで、その使う用途のほうを考えていった中で、高齢者の方がその使い勝手という部分が幾らか影響があつて、こういった数字になっているのかなと思います。

それと販売の場所でございますが、この事業につきましては南都銀行のほうに委託をして実施をさせていただいております、販売箇所につきましては、今もう尺土支店は閉めておられるんですが、旧當麻地区につきましては尺土支店、それから旧新庄地区につきましてはそちらの新庄支店のほうで販売をしていただきました。2か所で販売をしております。

以上でございます。

**増田委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

ただいまの課長の答弁に補足させていただきますと、まず大きな問題として、一時的にまず2万円をお支払いしていただかないと、2万5,000円のチケットがプレミアム付商品券ですので、全戸配布という部分ではありません。まず商品券を買っていただかないといかんといい負担が原因しているのかなと。それと、子育て世帯が61%で低所得者が三十何%という部分については、非課税者に対する周知という部分では、当然何回となく、無線それから広報、それからいろんな形でホームページ等を使いまして周知のほうは何回となくさせていただいております。その中でのパーセンテージという形になりますので、まず樫原市とかの大きな市であれば近鉄とかイオンモールとかの利用があったんであろうと思うんですけども、葛城市の場合でしたらジョーシン電機とかオークワとかという利用の部分でのこのパーセンテージになっているのかなという思いをしております。

以上でございます。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 今、利用というのは使う店の利用のこと言うたのかな。2万円で確かに5,000円のプレミアムなんですけれども、私、国のほうに聞かせていただいたら、別に1万円でも2,500円つける、5,000円やったらその半分つけるということで、小刻みに多分出していただけたと思うんですね。ある方が、やっぱり高齢者の方です。ここへ来て、「どこでプレミアム付商品券買えるの」みたいな感じで言うてはったから、「銀行へ行くんですよ」というふうの説明させていただいたんですけど、やっぱり周知徹底がまだまだ、されてるようで、してくれてるんですよ、無線放送とかいろいろと。もっと使い方をきちっと周知していただいて、せっかく100%の国からの事業であって、消費税も10%に上がったら家庭の負担も大きくなる。それと、今度また2次補正でやっていただくのも、私は低所得者に対してすごく使いやすい金額やと思うてます。まして100%のプレミアムということなので、しっかりとこれも券の交換場所も、高齢者も券を買いに行けるような場所もちゃんと設定していただいて、しっかりとせっかく国の地方創生臨時交付金でやられるプレミアム付商品券なので、しっかりと皆さんが購入しやすくまた使えるようなことを考えて、よろしく願いいたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** では、3点お願いいたします。

まず、1点目です。90ページの上から4行目、新規就農者の確保事業の補助金、これ予算

に比べてかなり執行されてる金額が少ないんですが、その内容について教えてください。

それから、94ページの下のほうと95ページの上にある鳥獣害防止対策事業ですね。これももう予算目いっぱい執行されてるんですけども、この令和元年度の多分アライグマの檻の話が出てたと思うんですけども、その状況ですね。まだまだこの令和元年度の決算でその対策に足りないでいたのかとか、そういう状況を教えてください。

それから、98ページの相撲館管理事業です。成果の報告書の中にこの相撲館の管理事業、全体に空調設備の改修事業ということで上げられておりますので、この内容かということは理解してるんですけども、その前にあります各種事業の中の土俵の地鎮祭というのが2月末に行われてますね。この土俵に対しての改修というのがここに載ってないのかなとか、その施設のそういった改修の1つになるのかなとかというのが分からないので、この土俵の地鎮祭の改修費用はどうなってるのかということについて説明してください。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農業振興費の新規就農者確保です。これ、150万円の支出になっておるんですけども、この新規就農の方がそれ以外には出てこられることがなかったということで、今現在は1人の方がイチゴの栽培をされてまして、ちょうど今年で最終の5年目になります。いろいろと問合せもございますけども、なかなか基準が厳しくなってます、採択されるのか、県とも協議してもってなんですけども、難しいというふうになってます。令和2年度で今の方は最終となりますので、これからはひとり立ちしていただくというふうな形になっております。

それと、鳥獣害防止対策協議会です。202万3,000円の内訳ですけども、イノシシの捕獲用檻が5台購入で51万5,279円、それと同じくイノシシ用の檻の修繕が6台、これは44万880円、それとアライグマの檻5台購入しまして9万7,732円、それと電気柵の材料支給として11万7,534円、それとイノシシ侵入防止柵の資材、3メートルのポールなんですけども、それが10万2,300円、それと戻入金としまして45万2,157円、それと国費事業の協会負担分としまして29万7,118円と、202万3,000円というふうな支出になっておるんですけども、これも今もずっとイノシシやアライグマの被害というのは聞かせてもってございまして、今年度も、その辺、猟友会の方と連絡を取り合って捕獲に向けて頑張ってるところでございますけども、増える量がかかなり多いのでなかなか追いつけてないというふうな状態です。今年度も予算もつけていただいておりますので、頑張ってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま質問いただきました土俵地鎮祭の件につきましてですが、詳細が記載されていないということでございますので、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この土俵地鎮祭につきましては、主催が観光協会の費用をもちまして開催をされたものでございます。相撲館のイベントとしては1つのイベントということですので、この主催は観光協会であれ、こういう形で記載をさせていただいております。費用につきましても、

平成30年に観光協会の基金500万円を取崩されました。そのされた後に、費用を一部執行されておりましたが、それを執行されない部分がありましたので、相撲観光の振興をより図るということで観光協会からの要望もあって、この事業につなげていかせていただいたというようなことでございます。それに併せまして、この施設の改修につきましても観光協会のほうが負担し、土俵のほうの修繕を行ったということでございます。

よろしく願いいたします。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 最初の質問の新規就農、以前は3名ぐらいいらっしゃったということですね。それぞれ5年間、その方3名、あと2人の方も5年間続けられて、一応軌道に乗ったのかどうかというところがちょっと分からない。また答えていただきたいんですけど、別に若い方だけでなく新たに就農するという方、これから大事なところなんです、このハードルが高い、基準が高いというところに、例えば後継者を作る、要するに専業農家の後継者が、例えばその後継をされる方が頑張ろうという気持ちを出していただいて、これから継続していく意気込みを見せていただくのに、その基準がどれぐらいハードルが高いのか。要するに親と一緒にしてる人が、そういう資産とかをきちっと分けないといけないとかいったことを聞いたことあるんですけども、なかなか農業機械がどれほど減価償却されて、あとこの機械を子どもに引き継ぐとかということになってくると、その後継の子どもがどういった形で再スタートしていくかという、その難しいところがあるのかなと。その辺りの説明も分かる範囲でしていただけたら。要するに、誰もがもう後継ぎをしていける状況をたやすく作ってほしいとは言っていないんですけども、やはりやりやすい方向でこの農業施策というのはやっていかんとあかんと、後継者を作っていくということに対してしっかりと進めていかないといけないというところに、今言う基準がきついか、新規就農者はそこときちっとリンクするか分かりません。そやけど、新しく自分の息子がやっていくということになったときに、この新規就農という形でできるのか、それともまた別の形でするのか私ちょっと分からないので、その辺りの説明を分かる範囲でお願いしたい。

それから、鳥獣害ですね。毎年この質問を私も増田委員長もしてるんですけども、非常にまだまだこれからも策を考えないといけない、イノシシの後始末をどうするかとか、そういったことも含めて、まだなかなかそういう話にはなっていないのかなと。これが改善する見込みというのはなかなか見えないというか、果てしなくこの課題に追われていくんだと思うんですけども、将来の方向性も含めて、これは力を入れていかんとあかん案件なのかということ、その重要性について少しご意見いただきたい。

それからもう1点は、私、相撲館の改修費用、これは観光協会が修理してくれるねんと、要するに葛城市の財産であるものの改修が観光協会で作っていただけるのかなと、これは全然問題ないのかなというところに今回質問させていただいたんですけど、問題ないという解釈であれば、市の資産であるのにそこに観光協会が改修という部分に入り込めるのかどうかというところは、私も勉強不足なんですけども、そこらは明確に分かる範囲でお答えいただきたい。お願いします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、新規就農の件でございます。先ほど3人ほどということでしたけども、予算では3人分の予算を確保させてもうておったんですけども、今、聞いている新規就農の、それを目指してる方が2人ほどおられまして、1人はまだ農園のほうで修業中ということで、その農園の主催されてる方に聞きますと、まだまだひとり立ちするのは難しいというふうなことでございます。それと、もう1人は土地も借りてやりかけてはおるんですけども、なかなか今の職業を続けもってやってるような状態で、まだ専門を目指すというふうにはなっておらないです。この今のイチゴ農家の方に関しましては、4年前にちょうどその新規就農者給付金というのはいただけたんですけども、この当時は売上げが350万円、その売上げがそこまでいかなければこの給付金があるというふうな、割と緩い採択でありました。令和元年度から、途中のまた評価をするというふうな話になりまして、採択になっても2年である程度の収入を上げないと打ち切られるというふうなことになっておりまして、その辺りもなかなか目指す方というのは結構ハードルが高くなってくるのかなというふうには考えております。

それと、イノシシ、鳥獣害のほうですけども、令和2年度の予算で処分地を確保して、そこで処分させていただくというふうなことで予算を計上させていただいたんですけども、いろいろ地元で話ししていきますと、やっぱりそれはちょっと勘弁してほしいというふうなことになりまして、その後クリーンセンターのほうで協議しまして、クリーンセンターのほうで解体後の処分、それは引き受けてくれるというふうな形になっております。これからも、被害ももうよく聞かせてもうてますし、できるだけ檻とかネット柵とかで対応していけるように、これからもやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この土俵修繕につきましてでございますが、これまでもそれだけにとどまらず、いろんな観光振興イベントをする際に当たりまして観光協会と共催でいろんな物事やってくる中で、そういった関係する物品等の修繕等も、観光協会の要望を受けまして観光振興につなげるものという解釈の中で修繕等を行ってきたところでございます。今回のこの土俵修繕につきましても、相撲館が創立30周年を迎えるということで、その記念にということで観光協会からの要望があり、それを受けましてそういった形と同様の形で施設内の土俵を修繕ということで執行させていただいたところでございます。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、鳥獣害のイノシシとアライグマ等の問題なんですけども、2、3年前に大きな方向転換させました。といいますのが、今までは防護柵等の設置のほうに優先的に置いていたけども、どうも猟友会の方とお話をしていると、やはり罠で捕る、個体数を減らしていくことが大切やというご意見でしたので、必要な罠の数を増やしました。ですので、今回のアラ

イグマ等の捕獲の籠の状況ですとか、イノシシの籠の修理の状況ですとか、前々年にはワイヤーの罠をたしか100とか200とか、これももう猟友会の方と相談させていただきまして、もうその個体数を落とすという作業のほうに重点を置きました。その中で、先ほど課長が話しましたように、個体を減らすのには当然処分をしなければいけない、その処分の仕方について工夫をさせていただいたというのが、最終的に埋める形ではなく焼却処分といいますか、そのような処分の仕方が法律的に問題あるのかなのかということを検証した上で踏み込むことに今年からいたしました。

それともう一つ、相撲館の土俵の関係なんですけども、観光協会として事業の中では非常に相撲館の利用の人数が増えてきてる。先ほどちょっと話題になりましたけども、ビジターズビューローとの共同の作業の中で、インバウンドの人数が3年前ですと300人台から翌年には700人台、それと1,500人台、それと昨年は今2,000人という報告なんですけど、これは1月、2月、3月が実はコロナの問題で、本来でしたらその時期、非常に中国方面からの観光客が多いんですけども、その数がカウントされませんでした。当初目標は3,000人という目標を上げたんですけども、そこには至らなかった。いろんな事情があるのでしょうかないのかなと思うんですけども、当然、ビジターズビューローのほうには、もう無理ですということですとお断りした経緯がございますので、しばらくの間は影響が出るのかなと考えております。その中で、土俵等をお使いいただいて、そのような歓迎の仕方といいますか、プログラムの中にいろんな土俵を使った行事というのを入れております。ですので、相撲の土俵の修繕についてはやはり観光協会が使用する率がかなり多うございますので、その部分については修繕を見させていただいたという経緯でございます。観光協会といたしましては、従前からの基金がございますので、その部分を充当させていただいたということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 新規就農者、どこかに専業のところでちょっと働いて農業を覚えるということの出会いがないというような状況を、市がそういうような形をしてそういった方に農業従事していった勉強するというふうな導き方というか、それも1つの行政の役目なのかなと思うんです。新規就農者が、もう農業は本当に大変やからもうできなくなると、非常に全ていろんな意味でハードルの高いものやというような意識になっていくと、やっぱり農業が衰退していったら。若手を育成するということに力を入れていかないと、農業全体が高齢化してるその中で、ちょっとでも農業振興を行政としてはやっていくというその意気込みだけは、努力だけはし続けていただきたいというふうに思います。もう誰もいないからあかんねんと、結果が小さくならないようにしていただきたいというのが私の願いです。お願いします。

それから、鳥獣害、今、何も問題がないのかどうか分かりませんが、以前も委員長のほうで豚コレラのことについても、これ捕獲していくと、罠で捕獲していったら、もし大きな問題になればまた保健所等が動いてくれるようなことになると思うんですけど、捕獲して、前回とは違う考え方で少しでも処分をしていくという、今ちょうど過渡期やと思います。いい形

でそれが進むように期待をしております。

それから相撲館のことなんですが、私は何を気にするかというと、市の施設であるということに対して法的に問題がなければよろしいんですけども、そういった改修費用が協会で行うということについて問題ないのかなという懸念がありましたので、法的に問題がないということであればそれでいいと思いますけどね。

ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、繰越しについて聞いていきたいと思います。令和元年度繰越し、ここにありますように農林関係6事業が繰越しされて、それから不用額が出てる事業、出てない事業あるわけやけども、今年、令和元年度から令和2年度に繰越しされてる、例えば農地費、それから団体営のこの繰越しの内容でもう既に発注をされてるんか、あるいはいやいやまだ発注してませんねんというんか、それをまずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、94ページ、団体営土地改良事業ですけども、この中の負担金で県営ため池等整備事業負担金、当初714万円の予算計上されてる。今、377万6,000円執行しましたよということやけども、これは県の事業として負担金として積み立てていくと、その中で県の補助事業をしてもらおうと。主に山麓地域のため池が該当するんだというふうに思いますけども、ここで今年が約半分ぐらいになった、なぜ半分ぐらいになったんかということと、それから今、既にどんだけの箇所がもう県営でため池の事業をやってもらってんのか。あと、計画してる池の数、今こんだけできてますよ、あとどんだけ残ってますよいうことを教えてもらいたい。

それから、今、林業関係で鳥獣のことをいろいろ市長が答弁していただいて、猟友会の方も罠でいろいろ捕って、担当の方は非常に熱心にやっていただいて、課長のほうなり市長のほうから処理の方法もほぼ解消できたというふうな状況になってきてる。今、新年度も言いましたけども、何でも担当の人は知ってると思うけども、実態としていわゆる罠かけて罠にかかったイノシシが、どのような形で出してきてどういう形で処理をして何が問題になってんねんいうことを、やっぱりその関心のある者というか、中身をよう知った上で議論していかなあかんの違うのかなというふうに私は思うてます。だから、今、この補助金に対してトータルで90万円ほどの執行やというふうになってるわけやけども、ここで延べ人数も書いてもうてるけども、やっぱり猟友会は本当に高齢者になってきてる。今の猟友会の会長や役員は、若い後継者を育てていかなあかんということで一生懸命になって後継者の方を探してはる。ところが、何もお金お金という話はしたはらへんけども、最近の若い人というのはあんまり奉仕というのがなかなか難しい。これが現実やということですね。そやから、ある程度の助成金は増やしてほしいというのはこれずっと言うてこられた。令和2年度、若干の増額というかしてもらっておる。だから、ある程度、1頭何ぼということまでいかへんにしたかて、そういうふうな形ででもやっていかないと、その猟友会の人らが離れていってしもうたら、なかなかその山間のイノシシ処理というのは非常に難しい。だから、担当してる人は非常に苦労されてるというのはよく分かりますけれども、何でも言われたことだけせえという

ことやなしに、ある程度その実態を知った中で、できたらその助成金というんか、それも増やしていくという方向で徐々に今後も考えていってもらいたい。そういう形でもし答弁できるんなら、していただきたいというふうに思います。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、令和元年から令和2年の繰越しですけれども、農地費のほうです。2,460万円、これ繰越ししております。繰越しの箇所は、大屋下池、山田池、中戸水路と、この3か所になっております。中戸水路に関しましてはもう完了済みです。山田池、これは発注しておりますしてこの秋、改修する予定でございます。それと、大屋下池はまだ発注できておりませんが、もう発注する準備は進めております。

それと、団体営土地改良事業費の繰越しですけれども、まず委託料のほうで5,087万5,000円、これが浸水想定地域、ため池ですけれども、その分と、ハザードマップ、それと中戸新池の耐震調査、それと笛堂の頭首工の家屋調査ということでございます。全て契約は済んでおりまして、順次進めてるところでございます。

それと、工事請負費のほうですが、1億2,050万円。これは玉ヶ池の改修工事と、それと笛道の頭首工、それと笛吹の農作業道の舗装と笛吹水路でございます。玉ヶ池は今度発注するところでございます。それと、笛堂は発注済みです。笛吹の舗装に関しましてはまだ発注はしておりませんが、もう設計済みでございます。それと、笛吹水路に関しましても発注済みで、この秋に着手する予定にしております。

県営ため池のほうですけれども、当初、県のほうから4,462万5,000円の事業費を聞かせてもっていたわけですが、最終的に2,360万円、その負担金が16%ということで377万6,000円という支出になっておるんですが、これは発注を見合わせたというふうなことを聞いておりまして減額になったというふうになっております。

それと、工事箇所に関しましては全部で6つのため池と1つの水路ということになっておりまして、このうち、仁王門池、大屋下池、この2つに関しましては完了しております。あと、今年度は内池の測量設計、それと上新池の工事、それと神山池、これが調査設計いうことでなっております。

それと、鳥獣害のほうですけれども、今、県と、桜井市のほうが実績持っておられますので、そちらのほうに一度話を聞かせてもうて、これから進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、繰越しの関係についてはかなり農林のほうは進んでおるということで理解したらええわけやんな。工事のほうもほとんど発注してるけども、まだ笛吹農道とか、笛堂の一部に未発注もあると、そやけどそれは年内に12月までには発注できますよいうことは、3月までには全部完成できますよいうことやな。ここでいつも言うわけやけども、本来から言うたら、



いわゆる契約繰越しが基本やと思うんよな。農林は、去年の平成30年度から令和元年度に繰り越した中を見とったら、大きな不用額出たのは休養センターの屋根の工事、これは大きな、大きなというんか、全体から見たら出てある。ほかは、そのぐらい建設課のように出てないわけやけども、その繰越しするときにそういうことも踏まえた中で、残すのも大事やけども、こんなきちっとした繰越しをしてほしいということは毎年言うところから、その辺はお願いしていきたいと思います。

それから、県営ため池の分でいろいろ細こう聞かせていただきました。この中で、結局、笛吹の新池いうんかな、あれはまだこの中に入ってない、計画の中に入ってないということか。それは入ってるけども、今、課長の話の中でできてる分とする分の中には入ってないと。計画の中に入っていると、計画には入ってないということ、それだけお願いしておきますわ。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 笛吹の上新池のことやと思いますけども、それは県のほうで工事発注済みです。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今言うてるのはずっと上のほう、笛吹の新池やない、上新池か。下はないのか。下は下新池いうんか、上のもんは上新池言うんか。間違うてました。それはもう発注済みということは、もう工事にかかるということでええわけやんな。それはいつ頃かかるか分からへんのか。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 今、県から聞いてますのは、業者が決まったというところまでです。これからその工程組みまして、地元の説明に入ってから工事にかかるというふうな形になっていきます。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** さっき鳥獣害のことで聞き漏らした、その桜井市という話あったけど、具体的にどうすんのか。桜井が実績持ってるから桜井にいろんなこと聞きに行くということか。ちょっと聞き漏らして、中身よう理解せんかったんやけども、そういうことでええのか。例えば処理の仕方とか助成金の出し方とか、そんなんをいわゆる先進地というんかそういうようなことで調査をして、結局うちに反映させると、そういうことを言ってくれてるわけか。なるほど。その辺もよろしくお願いしておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** あと1点だけお伺いいたします。97ページ、3項商工費、2目観光費の中の外国人観光客周遊滞在促進事業の13節委託料、市内観光案内看板等多言語化事業委託料なんですけども、これ、予算に対して52パーセントぐらいで終わってるんですけども、成果のところをいくと、13か所の設置を実施したということです。これはもうこれで終わりというか、それともまだ残りが幾つかあってこれからする予定なんか、そこだけ確認しておきたいと思います。お願いします。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算との差につきましては請負差によるものでございまして、引き続き、看板につきましては消耗している部分がございますので、この事業にのせられる部分につきましては継続して実施をさせていきたいというふうに考えております。令和2年度も1か所、この令和元年度と同じ事業で実施する予定になっております。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。一応それで終わったということやけど、何か見積りがあまりにも倍ぐらいかかっているところが、その当初どんな形で検討されたんかという感じです。その辺また細かく、何かあまりにも金額の乖離が大きいんでそう感じたんですけども、あと今後、その保守とかの消耗しているところもまた幾つかあるということなので、それはインバウンドで外国人周遊観光客が来て困らんようにだけはしてほしいと思います。お願いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようですので、5款農林商工費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時25分

**増田委員長** 会議を再開いたします。

それでは、次に6款土木費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

岡本委員。

**岡本委員** 土木ということでございます。道路橋りょう、それから道路新設、いろいろここに出してくれてるわけやけど、この道路橋りょうの中で、こんなこと言うたらあかんねけど、そのいつも言うてる草刈りがかなり金額を占めてるということやから、ここらも考えてもらいたいなど。本来の道路橋りょうというのは、維持修繕というんか、それが大半やというふうに思ってますので、その辺の考え方。それから、道路新設改良については、今これ見たかて舗装工事が多い。今は、地元要望の新しい新設道路というんか改良というんか、それも少ないということもあると思うんやけども、新設改良といつも言うわけやけど、かなりの金額がついてある。これが大半、舗装工事に使われてると。その舗装工事で、私、技術屋と違うんで偉そうなことは言えませんが、いまこう見とったら、舗装やり替えるとき全部めくって新たにするという方法が大半占めてる。それも大事やと思うけども、例えば大型がどんどん通るとい道路のところについては、やっぱり普通の一般道路、下層路盤20センチメートル、上層5センチメートルが、これは定番みたいになつてくるわけやけど、これは補助対象の場合にはそうなるけども、市単独については思い切って、大型がどんどん通るところについては下層路盤を厚くするというんか、そういうような方法とか考えていかないと、一

遍舗装やり替えたかて、もう3年間は舗装したら掘り返しがでけへんと、今もそうなつとるわけやけど、なかなか持たないというようなことなつとる。だから、その辺を改良というんか、考えを変えていく、考える方法がないのかどうか。それと、もうえろう車が大きな重量が通らんいうようなところについてはオールカバーというんか、そういうようなことでしていくとか何とかしないと、こんだけ舗装ばっかし大きな金をかけとつたら、もうこれから財政逼迫してきたら、とてもやないけど新設改良、こんな1億円の金も配当つかない時代が来る。そうなったときに、道路管理するもんからしたら非常にしんどいというようなことがあるので、今からそういうような方法に変えていくという考え方があんのかないのかいうことですね。

それと先ほど農林でも言うたように、建設課は繰越しが毎年非常に多い。今、これ見てたら7路線してあって、やっぱり不用額が出ておる。いつも言うふしに、もう繰越しありきできてある。やっぱり基本的には契約繰越し、これはもう基本やいうふうに思うてるわけやけど、なかなか特に建設課については契約繰越しはもう不可能に近いほどしてない。ここに出てあるそれぞれの繰越し、いわゆる令和2年度に繰越しをするということにしてあるわけやけど、農林も聞かせてもうたけども、今現在、この繰越しの中で発注どれだけできてある。委託工事含めてどれだけの発注ができてあんのか。今現在ほとんどできてませんということであれば、年度は令和2年度になるわけやけど3月末までに完成できるんかいうことにもなってくるということで、どんだけ発注してあんのか教えていただきたいいふうに思います。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

岡本委員のご質問です。1点目、道路維持事業についての草刈りが増えてるというお話であります。草刈りについては、確かに年々増えてはおります。今までその管理していただいている方の高齢化なりがあるのとか、草刈り機とか持っておられない世帯が増えたことで、大字で管理していただいていた草刈り分について、大字の要望で草刈りをしてほしいというようなこともありまして、少しずつ増えているかと思えます。実際はもう少し量については要望箇所はあるんですが、職員の直営でやってる部分も年々増えている状況ではございます。

続きまして、舗装の構成についての考え方であろうかと思えます。確かにおっしゃられるように、交通量の多い道路等につきましては、ひび割れ等、早期の段階で発生するということがあるかと思えますので、路盤の強化なり舗装構成を厚くするなり等々を検討した中で長寿命化に持っていきたいかと思えます。その財政の話をしていただいております。その件については、道路に関する長寿命化で起債事業があるというお話を聞いてますので、その事業を活用しながら進めていきたいと思っております。

3点目、繰越しについての質問かと思えます。令和元年度からの繰越しの進捗についてです。

土木の道路橋りょう費、市道新設改良事業についてです。委託料、繰越額315万7,000円のうち、新町・柳原線予備設計業務、契約金額が250万8,000円につきましては、5月15日に完了しております。また、市内道路分筆登記業務委託64万9,000円につきましては、8月31日

に完了いたしました。公有財産購入費についてです。繰越額が112万5,000円につきましては、8月21日に契約を締結しております。補償補てん及び賠償金についてです。繰越額が206万3,000円につきましても、8月21日に契約を締結いたしました。

続きまして、土木費の道路橋りょう費、尺土駅前周辺整備事業についてでございます。委託料、繰越額が150万円、八川地内開発行為の申請業務委託、契約額が118万8,000円につきましては、令和2年5月27日に完了しております。なお、開発申請に当たり分筆登記が必要なことから、分筆登記業務委託21万7,800円を執行いたしました。こちらにおきましても令和2年5月27日に完了しております。続きまして、工事請負費、八川地区の道路改良工事、契約金額616万円につきましては、令和2年6月29日に完了いたしました。

続きまして、土木費の道路橋りょう費、国鉄・坊城線整備事業費についてでございます。委託料827万8,600円、国鉄・坊城線の道路改良工事に伴う道路の詳細設計業務その2ということで、契約金額827万8,600円につきましては令和2年4月28日完了いたしました。続きまして、工事請負費、繰越額が2,186万5,560円、未契約繰越分1,500万円につきましては8月28日に契約を締結しております。契約金額は1,263万9,000円で、現在、工事着手に向けて調整をしているところでございます。工事箇所につきましては、JRの架道橋より東側、用地協力の得られた笛堂地区となっております。なお、契約繰越しとしてJR架道橋より西側、橋本印刷までの工事区間におきましては、令和2年4月30日に完成をしております。続きまして、公有財産購入費、繰越額が38万4,000円と補償補てん及び賠償金、繰越額が84万2,000円につきましては、補償物件が家の道路に面した塀及びポンプになりますので、工事着手前に撤去していただき、確認の上、残金を支払う予定となっております。

続きまして、土木費の道路橋りょう費、社会資本道路改良交付金事業費についてでございます。委託料、繰越額は900万円、中道・諸鍛線道路改良工事に伴う建物補償再調査業務委託です。繰越契約額が797万8,300円につきましては、令和2年6月30日に完了いたしました。続きまして、工事請負費です。尺土春日神社東線整備工事、尺土北側の契約繰越分が1,442万2,100円につきましては、令和2年7月29日に完成をいたしました。また、葛城川東側線道路改良工事契約繰越分として7,759万8,400円におきましては、令和2年12月25日竣工に向けて進めております。

続きまして、土木費の道路橋りょう費、地域連携推進事業として繰越額が2,700万円。委託料です。橋梁長寿命化修繕業務委託、未契約繰越分が500万円及び工事請負費、橋梁長寿命化修繕工事、未契約繰越額が2,200万円を予定しております。修繕業務委託については、8月27日に契約を締結いたしました。なお、工事につきましては河川内施工ということとなるため、取水期の発注に向けて調整をしております。

続きまして、土木費の河川費、河川管理事業、繰越分は3,600万円、委託料、繰越額が2,400万円。新在家、大池、柿本池の貯留浸透施設測量設計業務委託、契約繰越額として952万1,600円につきましては、令和2年9月30日に完成の予定でございます。疋田池、藤の木池貯留浸透施設測量設計業務委託、未契約繰越1,447万8,400円につきましては、7月29日に契約を締結しており、契約金額は1,152万8,000円となっております。工事請負費、新在家大

池、柿ノ本池貯留浸透施設工事、未契約繰越額1,200万円につきましては、取水期後に速やかに工事を着手していきたいと考えております。この件につきましては10月契約を予定しております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 道路維持については、一応、大字のほうでやってもうてたやつが高齢化になってきて増えてきたということやねけども、できるだけ市道の認定してある法面であっても大字のほうにお願いするとか何かの方法を考えていかんと、これ全部、市で刈れというようなことになってきたら莫大なお金がかかってくる。今、特に山間の法面なんてかなりの面積あるわけやから、その辺はうまいことしないと、道路維持ということになってきたら草刈りだけで1,000万円、2,000万円で済む話と違う。そやから、そこらをよう考えてやってもらいたいなというのと、それと今の道路維持で、これ業者に怒られるかわからんけども、やっぱりシルバーも高齢化になってなかなか草刈りもしんどいかもわからんけども、やっぱり業者に発注するとなってきたら、設計もして国、県の歩掛りでいくわけやから、かなりの高額な契約金額になってきよる。だから、それをできたらシルバーでするとか、個人に発注するというのはなかなかこれ無理かわからんので、その辺も考えないと、例えばこの一級河川のところなんか、これ毎年刈ってるわけやんな。南阪奈の法面毎年刈って、これ業者に発注してる。あんまり高いちゅうたら業者に怒られるさかいあれやけども、やっぱりそこらも考えるところ考えていかんと、なかなか今後しんどいと思う。

それと今、舗装の話出て、それは課長のほうからもすぐにこないしますというような結論出えへん、これはもう分かりつつ聞いとるわけやけども、今の課長の話であつたら、今後そういうことも検討していくということをやうていただいておりますので、そういうようなことをしてもらえんかなというふうに思ってます。いつも建設課に言うたら、地元要望、地元から要望してもうてください、これは基本やと思います。しかし、建設課として葛城市内全体の道路管理をやってるわけやから、1か月に一遍見に行けとは言わんけども、ある程度、職員が分散をして、道路の状態はどうなってんのか、やっぱりその見る姿勢、そういうことであれば、地元から要望なかつても、例えば路肩がくえてる、これは直さなあかんというんであれば、逆に区長のほうへ言うて、「この路線の路肩が崩れてますので、市のほうで直しますよ」とか、そういうふうにしていくべき。そうしないと、何でも要望来たらしまんねんと、大字要望なかつたらしませんねんと、今現在こういう考え方やと思う。そやから、それでは道路管理できへん。だから、やっぱり自分らで足で稼ぐというんか、ある程度、私はいつも穴空いたら電話して、「今ここ穴空いてるで」と言うてるけども、どんだけ市民の人が、そういう道路陥没してるとか通報がどのぐらいあるのか。もし事故が起きて、自転車乗って穴空いてるところへ入った、こけた、誰が補償すんねん。それは、共済の保険はかけてるといふものの、やっぱりどうせ直すんなら未然に先に直して事故のないようにする、これが道路の担当してるところやというふうに思うので、今は全然してないとは言わんけども、ある程度、巡回をして見て回る、交通安全のときの白線の話をしたように、やっぱり見るい

う姿勢を持ってもらいたいというふうに思います。繰越しについては、今、聞かせてもうたら、大体おおむね発注できてある。昨年、一昨年のこと思うたら、早く発注してもらえてるというふうに思いますけども、今、課長のほうから正直に金額言うてもらってる、繰越しした金額、不用はそこそこ出とるということで、不用出したらあかんとは言わへんけども、やっぱりできるだけ契約繰越しをする。例えば、今、補償の話出て、工事にかかるまでにそれをこぼっていただいて、残金だけ残ってますとか、これは当然のことやと思う。そやから、契約をして必要なものを払うて残金を繰越しするとなったら、それは当然のことやというふうに思うけども、あまり丸々未契約繰越し、これは謹んでもらいたい。これは毎年言うてる話やけども、ある程度、今年、令和元年度決算のときに、こんだけ進んであるということはあるがたいことやというふうに思うてますので、今後そういうことのないようにしたい。建設課は直接関係あるかどうか知らんけども、これを見てたら12億6,400万円の繰越額があって、不用額が1億8,900万円、1億9,000万円ほど不用額が出とる。この令和元年の財政調整基金8億円ほどは取り戻しというんかしてある。不用額が4億何ぼ戻ってある。それで20億円の財政調整基金ができましたということやん。これ節約してくれんのええけども、節約した金か、今言うたように繰越しをして不用額出た金1億9,000万円がこの中に入ってる。そこらの考え方も、もちろん節約はせなあかんけども、きちっとやってもらいたい。金余んのは結構なことや。そこへ積み立てていってお金残すのは結構なことやけども、そういう考え方もきちっとするべきもんをやってもらいたいというふうにお願いをしておきますけども、答弁できるんなら答弁をしてもらいたいと思います。

**増田委員長** ないですか。ないようであれば、次に進みます。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** では、3つほどお聞きします。101ページになります。6款土木費、2項道路橋りょう費の2目道路新設改良事業の19節負担金補助及び交付金で集落環境整備事業補助金、この395万円余りの内訳、これについてご説明いただきます。どんなことに使ってどの程度、1本でこれではないと思いますので、分かる範囲で結構ですので、どういうところに大体どんな感じで使われているかということをお聞きします。

それから、103ページになります。これも3項の河川費の1目河川総務費の中のところなんですけど、当初予算が1,000万円余りついて、それで補正予算で2,600万円余りついて、合計3,637万2,000円という予算現額となってるんですけど、これがほとんどもう支出されてなくて16万4,000円しか支出されなくて、もうほとんど繰越明許費3,600万円になってると。これはどういうことなのか。補正予算も組んで上積みしておいてなつたと、先ほど話があったんかわからないんですけども、これ何でこんなことになったのかということをお説明いただけたらと思います。

それから3つ目になりますけれども、3目の公園管理費になります。108ページの3目の公園管理費の中の13節委託料で、これは新町公園管理運営事業の中のものですけれども、公園等緑化管理委託料、芝生管理アドバイザー委託料ということで、昨年の夏、全国中学校サ

サッカー大会が行われて、これは非常に議員も実際に現地へ足運んだりして、きれいな芝生の上で、奈良県では芝生の面があるところは非常に限られているということで、全中は日本サッカー協会 J F A の下部の中には入ってて、芝生の上で全国大会やるというふうなことでここは利用されたということがあったろうと思います。大変ほかの競技場と比べて非常に良かったという評判でいろいろと大会関係者もおっしゃっていたようなんですが、これ引き続きこれ毎年これぐらいの金額になっていくのか、これはこの年だけだったのかと、そのための特別にこうだったのか。例えば、芝生管理アドバイザー委託料というのがありますけれども、これは全中の大会があるからここを入れてて、今年度予算は私も確認はしてないんですけれども、今後どういうふうな見通しになっていくかということをお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

谷原委員のご質問ですが、まず1点目です。集落環境についてです。この補助金交付事業なんですけど、これにつきましては葛城市の集落環境整備事業補助金交付要綱と葛城市集落環境整備事業に係る工事材料補助金交付要綱に基づきまして支出なり補助をさせていただいているものでありまして、各大字で道路の整備なり水路の整備なりしていただいた場合に、事業の補助金については半額、工事材料については全額を支給する事業でありまして、工事については8か大字が申請をしていただき支出をしております。原材料の支給については9か大字が申請を行っていただき交付しておりますのでございます。

続きまして、河川費の関係です。補正をしているにもかかわらずそのまま支出していないというお話であったかと思えます。まず、当初予算につきましては、1,000万円につきましては地元との協議が長引きまして繰越しをさせていただきました。2,600万円分につきましては3月の補正でありましたので、国の補正がついた時期に合わせて3月の補正を行っておりますので、繰越して執行しているところでございます。

以上です。

**増田委員長** 植田課長。

**植田体育振興課長** 体育振興課の植田でございます。よろしくお願いします。

芝生の管理についてでございますが、芝生管理委託料643万5,000円、これが造園業者に委託した分でございます。これにつきましては、令和元年度につきましては、芝刈りににつきましては職員と業者で行っております。令和元年度以降につきましては、芝刈り、エアレーションにつきましては職員のみで実施しようと考えております。この芝生のグラウンドでございますが、今は直営と委託混ぜ合わせて指定管理をしております。今現在はこの方法で当面はやっていきたいと考えております。

それから、アドバイザーのほうでございますが、アドバイザーにつきましては、第1健民運動場と新町公園球技場の芝生管理について専門的な立場から指導していただくようアドバイザー委託を行っているものでございますが、令和3年度に新庄第一健民運動場でワールドマスターズゲームの綱引き大会が開催される予定であるため、少なくともそのときまではアドバイザーの指導をいただきながら芝生の管理を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。集落環境整備事業補助金については、中身は分かりました。ありがとうございます。各大字それなりに自分の労力を払いながらやっていこうというふうな大字では、材料も提供されてるところがそれだけの大字があったということで、分かりました。

それから、103ページのところの河川管理事業なんですけれども、先ほどありました3月補正でこの2,600万円がついたと、この中身について詳しく教えていただけないでしょうか。3月補正でどんな内容でどういう事業がついて、今年度、多分その事業費について繰り越されてるのでやっていくということでしょうけれども、その中身についてもう一度お聞きします。

それから3つ目ですけれども、芝生の管理については、葛城市は大規模公園が4つもあってすごいお金を使っていると。またここで新町公園のほうも芝生管理でお金を使っていくことになるんですが、コミュニティセンターもついております。この利用をどうするかということは、これだけのお金を使っているから僕は大変な問題だろうと思うんですが、今、奈良県のほうが、県知事のほうも国体誘致ということで盛んにおっしゃってて、今、メイン会場のほうを探しておられるようですけれども、国体となれば当然サッカー競技場あるし、全中の大会のときもそうでしたけれども、県内のサッカー競技場というのは非常に限られておりますし、その中で2面のサッカーコートを持ってるというのは葛城市だけですから、特に新町公園の今後の維持改修などについても、ぜひ計画を持っていただいて、県がそういう事業、国体を誘致することになれば、ぜひそういう点で利用していただいたり、維持費は今後大変なと思いますのでよろしくお願いします。これ意見です。質問としては、河川の件について1点、再度お聞きします。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

先ほどの河川費の事業の内容かと思えます。その河川事業につきましては、ため池貯留浸透事業という事業でございます。ため池を利用し治水容量を創出するものでありまして、本市については最も工事費が安く合理的である余水吐の改修を行う予定であります。具体的には、現在の池の余水吐に切り欠きを設け、利用容量を低下させ、その下がった水位分を治水容量として一時的に河川に放流する雨水を抑制するものでございます。

対象箇所なんですけど、新在家の大池と柿ノ本池につきましては1,200万円の予算で工事を行います。疋田池と藤の木池につきましては、改修に向けての測量設計委託業務を1,400万円の予算で行うということでございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 1つだけ、僕はこっちで行きます。報告書の54ページの公園管理事業、修繕料、各児童公園遊具修繕一式で出てるんですけども、だんだん遊具が古くなって、昨年に比べて2倍からの修繕料が上がって行って、一般質問でも聞かせてもうたんですけども、全部だらだら言



われてもあれなので、主にどういった修繕があるのか、今年の修繕結果といたしますか、そういうのをお聞かせ願います。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

令和元年度の児童公園の遊具の安全点検及び保守点検業務についてでございます。点検業務を行いまして、判定を下に、児童公園16か所、都市公園5か所、計21か所の遊具等の修理を実施しております。修繕の対象遊具の内訳につきましては、ブランコ10基、滑り台6基、ジャングルジム3基、鉄棒2基、その他遊具につきましては23基の計44基でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そしたら、それ見ていただいたら更新時期があると思うんです。もう入替えといたしますか、そういった対象になる遊具がどれぐらいあったのかと、対象の時期、それがどういう見解なのかお聞かせ願えますか。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 遊具については、耐用年数というのがないというお話でございます。うちの児童公園と都市公園につきましては、毎年点検を委託出しまして、それで判定させていただきまして修理をしているというところでございます。

以上です。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 判定では変えなくてもいいというところなんですね。それは分かるんですけども、修繕料、毎年毎年これぐらいかかってくるのかなと思ったら、なかなか莫大な、今年もだいぶ上がってるんですけども、僕、前も一般質問で、何が言いたいかいうたら遊具のことで更新とか全部しっかり考えていただきたいなという思いで質問させていただきました。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点だけお伺いいたします。109ページ、4項都市計画費、4目吸収源対策公園緑地事業費の中の工事請負費、これについてお伺いいたします。これは、しあわせの森の法面の植栽の、これ5年計画で進めていらっしゃるというふうに聞いておりますけども、これの2工区、今回植栽整備工事がされております。夏前やったかな、山麓線通ってると、ちょうどその法面がピンクの色してたので、シバザクラ植えていただいたんだなというふうに思ってて、きれいだなと思って見てたんですけども、当初計画では植栽についてコンサルタントに検討していただいて、最終的にツツジとシバザクラを植えるというふうになってたと思うんですけども、ツツジ植わってるんかどうか。というのは、あそこというのは防災マップで見ると、土砂崩れ警戒地域に当たるんです。私、これも一般質問で、かつてやっぱり木を植えんと、根生やさないと、あそこは崩れる危険性あるというふうに申し上げたことがあったんですけども、シバザクラだけやったら崩れる可能性がある。それと、やっぱり手間かかるんですよ

ね。旧當麻町時代にあの近辺だったと思うんですけど、シバザクラ植えられたんですけども、どういういきさつか分らんけどもすぐ終わってしまったということもありまして、やはりその辺も考えた上で、その植栽の区分というか、どうなってるのか。今後、進んでいくと思うんですけども、今の現状と同じようになってシバザクラ一色になりそうな感じなので、その辺りどうなんか確認だけお願いします。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いたします。

今、奥本委員ご質問のしあわせの森公園の植栽につきまして、ご説明をさせていただきます。しあわせの森公園の北側の法面につきましては、5か年計画におきまして順次、整備を行っているところでございます。全体的な植栽予定面積としましては、1万9,887平方メートルでございます。そのうちの施工済みということで、昨年度までで完了したところにつきましては4,270平方メートル、進捗率としましては約21%、今年度予定させていただいておりますのが、今年度を含めまして30%ほどの進捗を予定させてもっております。

それで、ツツジは植えてないのかというところなんですけども、ツツジにつきましては、ちょっと見にくいんですけども、法面があって後段部分に植えさせていただいて、まだ苗が小さいのでちょっと見にくいんですけども、よく見ていただくと上のほうにツツジが植わっているという状況でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。進捗、分かりました。ツツジは植栽されてるけど、上の部分ということですよ。私、法面の崩壊という観点からいくと、あそこの斜面に植えるべきかなと思うんです。というのは、以前の一般質問で、あそこにある自治体のやり方で市民に苗木を買ってもらって植えたらどうかという提案させてもらったら、急やからあそこはもう人が入っていけないところにしてると。そこについて植栽考えるということだったので、今の話でいくと、もう一番崩れやすいところに草持って行って、一番てっぺんに木と、木というかツツジというふうになってるのは、やっぱりその辺の防災という観点からするといかがなものかと思うんですけども。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

今ご質問の法面のほうにツツジを植えたらどうかというところなんですけども、この植栽をする前に植栽についての計画について委託発注させていただいて、その辺りも検討はさせていただきました。しかしながら、その法面に株を植えるとなると、どうしても法面部分では根付かないという結果がございましたので、平らになっている部分につきましてツツジを植えさせていただいて、それ以外の方法で法面に何か根が張るものがないかというところら辺の検討をさせてもらった結果、シバザクラが一番適切であろうということで、今現在はシバザクラを法面に植えさせていただいて、後段の平らな部分につきましてはツツジを植えさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** コンサルタントに検討していただいた上で根つきやすいシバザクラが一番有効だということとされてるということなんですけども、そのコンサルタントに頼んでる間にも、あそこは土砂崩れが起こって長い間立入禁止になってたんですよ。やっぱりあそこは非常に崩れやすい場所でもありますので、そのシバザクラで本当に大丈夫なんかという懸念残るんです。ツツジと比較した場合にそっちのほうが良いという判断だと思うんですけども、本当に大丈夫なんかという懸念、これ心配してももう大丈夫やと言われたらそれまでなんですけども、一応そういうことが過去にもありましたので、それを踏まえた上で計画されたけども、それで一応大丈夫やと判断していいということだと思います。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

補足なんですけども、法面部分にシバザクラだけを植えてるんじゃなくて、防草シートも含めてさせてもらってますので、水につきましては恐らく今までみたいに水抜きができるんじゃないかと考えております。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、公園関係です。まず、公園関係の都市計画の繰越しです。いつも聞くんですけども、いわゆる発注の関係、どのぐらい発注をされてんのかということですね。それと、公園管理、この中でしあわせの森公園、今、話出ましたけども、そのしあわせの森のこの工事の関係で、単独と補助と分けてあんのか知らんけども、公園管理と吸収源対策公園緑地事業と両方に工事が分かれてる。これの関係、それを説明していただきたいと思います。吸収源、今のところでは繰越しのところだけで、新しい公園計画、これは令和2年度の話になるかわからんけども、今、緑の基本計画をやり替えされたということやから、またその今言うてる吸収源の公園事業、補助事業やけども、緑の基本計画でまた違った名称で補助事業があって、例えばそれでどんな計画してるかというようなことも一応分かったら教えて、もう分からなかったら結構やと思いますけども、取りあえず、そのぐらい。

それから、109ページ、住宅管理費、ここの委託料、住宅管理委託料7万円とあるわけやけど、これは何の分か教えていただきたい。

以上、3点お願いしときます。

**増田委員長** 繰越しのできてるやついいから、できてないやつだけご報告いただくということによりしいですか、岡本委員。

奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いたします。

吸収源対策公園緑地事業におきまして繰越しさせていただいた中で、現在まだ未契約とな

っております部分につきましては工事請負費でございます。この分につきましては、この9月下旬の工事発注を予定しておりまして、大畑公園の公園整備分としまして、今年度中の完成を目指して事業に取り組んでおる状態です。それ以外のものにつきましては、契約等々完了しております。

続きまして、公園管理費の工事請負費の内容でございます。工事費の内容としましては、公園管理費におきましてはJR大和新庄駅の雨水ポンプの入替え工事、また、しあわせの森公園の除草工事等が公園管理費の工事費となります。吸収源の工事請負費につきましては、しあわせの森公園の植栽工事という形で支出させていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

市営住宅管理事業の委託料の住宅管理委託料についてでございます。7万円の支出の内容についてですが、これにつきましてはヤシキアトの市営住宅跡地、住宅を解体した跡地についてですが、屋敷町の自治会に植栽等を行っていただいております、その管理委託料として支出しているものでございます。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、それぞれ答えていただきました。契約繰越しにつきまして、繰越しにつきましては一応、今のところで工事請負大畑分だけが未発注、あとは全部発注済みということですね。先ほど聞いてんのは、そのしあわせの森公園について、予算が公園管理と吸収源に分かれとるわけやから、例えば単独分は公園管理やと、補助対象分は吸収源やというふうに分けてんのか、その辺を聞いたかった。工事やってるところはここに出てきてある。分かるとるわけやけど、なぜこういう分け方されてんのか分からなかったから、それを聞かせてもらった。

その住宅費、自治会に委託してるということやけども、これは本来は委託やなしに負担金か何かで組まなあかんの違うんか。内容は俺よう分からんけども、植栽どこしてもうてんのか。管理の中身をやってもうとると俺思うとったけど、植栽とは知らなかった。ちなみにいつからこれを委託してるんか、分かったら教えてほしいと思います。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

説明がちょっと不足しておりました。岡本委員おっしゃるように、公園管理費につきましては主に単独費用の維持に係る部分の工事発注分という形で支出させていただいております。あと、補助事業に係る吸収源対策公園緑地事業の補助事業に係る分につきましては、吸収源のほうの工事費のほうで支出をさせていただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

住宅管理委託料につきましていつからかというご質問ではありますが、今、手元に資料が

ございませんので、確認してまた報告させていただきます。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今の公園管理については、いわゆる市単独、この補助対象以外は公園管理やと、補助は吸収源というふうに分けてるということやけども、本来は補助も単独も吸収源で組むべきと違うんかなと思うだけで、あんまり構うたら怒られますので、そういうことがええのと違うんかなと思います。そんなんは、わし構うことではないんであれかも分かりませんが、いわゆる住宅管理については、今、手元に資料がないということやな。後で教えてもらうということやな。分かりました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、6款土木費に関する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時17分

再 開 午後1時30分

**増田委員長** それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

中井会計管理者。

**中井会計管理者** 会計管理者、中井でございます。お昼からも引き続き、またよろしく願いいたします。

7款、8款のご説明をさせていただきます。決算書の109ページをお願いいたします。

それでは、7款消防費でございます。全体といたしまして5億3,088万3,597円、また1億3,249万円を繰越いたしました。

1項消防費、1目広域消防費でございます。4億7,104万8,000円の支出でございます。

2目非常備消防費といたしましては、4,666万409円の支出でございます。

めくっていただきまして、110ページをお願いいたします。一番下のほうです。3目消防施設費におきましては、238万7,340円の支出でございます。

下のページに移りまして、4目災害対策費では1,078万7,848円の支出でございます。

めくっていただきまして、112ページをお願いいたします。続きまして、8款教育費でございます。全体といたしまして19億480万8,524円、継続費通次繰越といたしまして2億669万8,870円、繰越明許費といたしまして1億8,758万1,000円を繰越いたしました。

1項教育総務費、1目教育委員会費では、148万7,154円の支出でございます。

2目事務局費におきましては、3億9,764万1,050円の支出でございます。

めくっていただきまして、115ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費では、2億1,862万8,531円の支出でございます。

めくっていただきまして、117ページをお願いいたします。2目教育振興費では、4,070万4,163円の支出でございます。

めくっていただきまして、118ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費では、7,427万3,451円の支出でございます。

めくっていただきまして、120ページをお願いします。2目教育振興費では、2,940万5,460円の支出でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、5億6,805万118円の支出でございます。

めくっていただきまして、123ページをお願いします。2目教育振興費におきましては、312万3,856円の支出でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。4,234万6,377円の支出でございます。

めくっていただきまして、124ページをお願いします。一番下の段でございます。2目人権教育推進費では、309万8,000円の支出でございます。

下のページに移りまして、3目の文化財保護費では、1,384万3,364円の支出でございます。

4目公民館費では、8,639万9,247円の支出でございます。

めくっていただきまして、127ページをお願いします。5目コミュニティセンター管理運営費におきましては、847万1,877円の支出でございます。

めくっていただきまして、128ページをお願いします。6目文化会館費におきましては、1億4,276万5,019円の支出でございます。

めくっていただきまして、131ページをお願いします。7目図書館費におきましては、6,333万1,595円の支出でございます。

めくっていただきまして、133ページをお願いします。8目歴史博物館費では、4,729万722円の支出でございます。

めくっていただきまして、135ページをお願いします。6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。1,831万6,804円の支出でございます。

めくっていただきまして、136ページをお願いします。2目体育施設費でございます。1億4,563万1,736円の支出でございます。

以上で、7款、8款のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いましたが、まず7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。109ページになります。7款消防費の1項消防費、1目広域消防費のところであります。19節の県の広域消防組合負担金ということで4億7,000万円ほど負担しているわけですが、これは市町村で広域消防を作ってるわけですが、各市町村の負担の割り出し方いうかな、大体どういうふうな計算式で割り当ててるのかということなんです。これについては自賄い方式になっていくんだろうと思うんですが、奈良県は市町村の人口の増減がかなりばらつきが出てまいっております。そうすると、人口割の比重が高くなると、葛城市の場合は人口が微増しておりますから、例えば御所市とかもっと南部のほうになりますと人口が大きく下がってるということで、多分これ広域消防の中でもど

ういうふうな負担割合をしていくかということが今後問題になってくるかと思うんです。この点について、葛城市としても住民負担ということにかかってくるし、どういう形でこの割合を決めていくかという広域消防の組合の問題になるので、議会から議員も送ってるし、いろんな動きがあるようですので、これは今どういうふうな計算式でこういう負担額が各市町村決まってるのか、大まかで結構です。大体こういう形で決まってるということを教えていただけたらと思います。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問で、広域消防組合の負担金でございますが、こちらは共通経費の一般会計と、委員もおっしゃられる自賄いの特別会計の分と2会計合わせての計算をされております。まず、令和元年度の例で言いますと、一般会計は全体の人件費の中でも広域消防になってから採用された職員の人件費であったり、旧の広域前の消防職員の勤勉手当等を今までの特別会計から一般会計に移されております。あと、今まで特別会計でありました消防費でパソコン等が一般会計のほうに移った中での計算をされております。あと、特別会計につきましては、人件費といたしましては、各旧の消防本部単位の区分の出身の署員の人件費の分、並びにそれぞれの区分消防署所管の施設費であったり改修費であったり、車両等の購入費等を主に賄った中で、それぞれ計算された中でされております。あと、負担割合につきましては、部分的には基準財政額割であったりという部分等を割合等でされてるという形でございます。

あと、今後につきましては、一般会計、特別会計の2会計方式のほうは今年度までで、一昨年度から来年度、令和3年度から一般会計の共通経費化ということに向けて、今、組合運営協議会並びに組合議会等でそれぞれの案で協議をされて進めておられる中で、来年度に向けてその方向で今進んでおる中で、今後としましては共通経費化になることによって、全体的に基準財政額割だけであれば全体での按分が極端に増減される市町村もあるということ、激変緩和をとということで、過去5年の実績割等を大まかに活用しながら共通経費化の計算を進めておられるところでございます。その際には、基準財政需要額割だけじゃなしに、部分的には消防救急等での広域化になったことで区分以外でも出動するというところで、出動件数割であったりという割合等も採用する中で、均等的な配分になるような方向で今、検討されてるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ちょっと難しいので、また機会があれば詳しく教えていただきたいと思うんですが、基準財政需要割がもう基本だということなんですかね、今のお話を聞くと。でもないんですかね。基準財政需要割だと、基準財政需要だから人口も含めてここへ換算されるんかなと思うんですが、あまり難しいようだったらもう結構ですけど。

**増田委員長** それじゃあ、追加で聞きます。基準財政割の具体的な項目について、追加して説明してください。

竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。

説明不十分で申し訳ございません。組合経費の中で、基準財政需要額以外で消防署の所属負担割合ということで人件費なり被服費、庁舎の建設費等は各組合市町村の協議区分内の組合市町村の負担でされる中で、それ以外で、今言いました以外は基準財政需要額割であったり、あと先ほど言いました特別会計のほうは各消防署の所属負担ということになっております。だから、整理して言いますと、消防本部の人件費、消防職員の被服費、普通建設事業費等は、それぞれ所属の消防署の負担割合であったり構成組合市町村の割合である以外は、基準財政需要額割等を採用されてるような形になっております。

以上でございます。

**増田委員長** だから、基準財政割の具体的な項目を説明してください。

**竹本生活安全課長** それ以外なので。

**増田委員長** それ以外じゃない、だから谷原委員がご質問されたように……。

吉村部長。

**吉村総務部長** 説明が十分にできずに申し訳ございません。基準財政需要額割で算出しておりますのは、消防本部の経費のうち消防本部の人件費、それから被服費、それから普通建設事業費のうち庁舎建設でありますとか大規模改修、車両購入に関するもの以外が基準財政需要額割となっております。それとそれ以外、本部経費、それから署の経費、それから過去に発行いたしました起債の公債費以外の経費が基準財政需要額割ということになってございます。

以上です。

**増田委員長** よろしいか。

**谷原委員** 今回初めてこれを取り上げましたので、議会としても勉強していかなければいけないところだと思います。また、詳しくお伺いにまいります。いろんな動きがあって、やっぱり財政負担の問題で葛城市はどうなるかということもありますので、これが変わるかもしれないという気持ちがあるので、自賄いがなくなっていくわけですよ。なくなって、結局1つになっていくと。だから、広域消防が全てその財政を持っていくというふうになった場合、市町村はそれに対して一定の割合で当然この負担金を出すわけですけども、その負担金の割合が各市町村にどう関わってくるかというのが今後問題になってくると思います。今の現状がどうなってるかも分からずにどうなるかという議論もできないので、また機会があればお伺いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点お伺いいたします。112ページ、1項消防費の4目災害対策費の中の民間建築物耐震改修促進事業の建築物耐震改修促進事業補助金なんですけども、大阪の地震でブロック塀が倒れてお子さんが巻き添えになったというところから始まっていると思うんですが、ブロック塀の倒壊による事故の未然防止及び道路等の安全確保に資するためブロック塀の撤去及び軽量フェンスを設置する住民の方々に補助を行ったとあるんですけど、4件だけというのは少ない気がするんです。この4件、要するにこの条件に該当するためには、ブロック塀の撤去



等、軽量フェンスまで設置する必要があるから、もう結局そのフェンスに至らずに軽量じゃないフェンスを選択された方に補助が行かんかったんかというような、その辺りを聞きたいんですけども、あるいはもしそうであれば、4件を何とか増やして、そのブロック塀の倒壊の可能性のあるブロック塀をできるだけ少なくする手だてではないもんか、その辺りお聞かせください。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員のご質問ですが、補助につきましては、撤去費の部分と改修の部分とそれぞれ分けて上限設定する中で、撤去につきましては上限10万円、撤去に併せて軽量フェンス等を設置される場合は上限20万円ということで、合わせて上限30万円の補助制度を創設してるところでございます。撤去につきましては、建築基準法の不適合であるブロック塀、高さ80センチ以上であったりということの中での不適合に該当する部分についての撤去される分の撤去費用を対象としております。軽量フェンスの設置につきましては、設置される軽量フェンスが、軽量フェンスだけで設置される場合と、下にブロック塀を何段か積んだ上で軽量フェンスを設置される場合は、下のブロック塀より高い軽量フェンスをされる場合、例で言いましたらブロック塀が3段で60センチであれば、それ以上の60センチ以上、70センチ、80センチの軽量フェンスをされる場合は対象としております。逆にブロック塀が4段で80センチされて、上に四、五十センチ、80センチ未満の、仮に60センチのフェンスであれば対象外という形で補助基準をしております。

今の中で4件でございますが、基本的に1件を除く以外は軽量フェンスも対象とさせていただいております。件数が4件ということで、実際、補助要綱制定当時、若干の時間を要したということで補助申請の受付が昨年度の11月からということで、申請期限を国庫申請等の加減で1月末までということで広報周知しながら受付させてもらった中で、実質6件の申請はございましたが、年度内に完了するというのが最終条件でございました関係で、2件は3月までの工事の施工が間に合わないということで、一旦取消しで、再度、今年度に申請し直して決定してるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。いろんなその適用の条件があるんで少ないのかなというふうにとったんですけども、やっぱり基本的にはその危険を取り除くというところにありますので、できるだけ柔軟な運用があってしかるべきかなと。今、ブロック塀だけになってますけども、これももしかして以前誰かお聞きになったか分かりませんが、大谷石の塀とかいうのが市内にちょっとあるんです。特に古いお家なんかそうなんですけど、あれなんかはもう置いて三、四十年でぼろぼろになってきて倒壊の危険性あるんですけど、ああいうところに対しての補償とかは今後もないんですか、あるんですかね。これ対象になるのか、それともならないんやったら今後その予定があるんかどうか、それだけお聞かせください。

**増田委員長** 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいまの古い民家等でございます。大谷石についてもその対象にして、ただあと高さ基準等の問題がございますので、その辺もクリアされればということで一応対象にはさせていただきます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 対象になるということで安心しました。特に旧村地域では、通学路のところというのは古いお家のところを縫っていきますので、ほとんどブロック塀よりも大谷石のところが多いですね。だから、そういうところに対してこういう補助があるよというアナウンスだけしてあげたら改修が進むのかなと思いますので、その辺りよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、消防の関係ですけども、まず110ページ、消防施設の関係で、今この消火栓の工事、新設が1基というふうになってると思います、修理は別として。今現在の消火栓は市内で幾らあるのか、今年入れて1,196基ぐらいあるやろう。防火水槽が最近ないんで150か所ぐらいになってると。これでいって、消防水利の充足率から言ったら今何ぼか知らんけども、十分いけているのかなと。消防の事務局として、こういう消火栓は地元要望だけでつけていくというのが今の現状と思うけども、一応消防団と事務局と各大字を見て回って、例えばここに消火栓がなかったらもし災害のときに都合悪いとかいうふうなチェックをされてんのか。今のこの予算見とったら、もう大字から要望された分だけ、いわゆる負担金が要るのでそれは強制できへんということになるのかわからんけども、やはりある程度そういうふうなことをしていかないかん。それと、この消防の消火栓が、今、葛城市全体見て十分に能力を果たせることができてるのか。今の消火栓というのは何を使うてんのか。水道水を使うてんのか。それからして、消防水利の基準に合う水道管がどんだけ入ってんのかということもすっかり頭に入れた中でそういうふうなことをしてもらいたいなというふうに思うのと、さっき言うたように充足率、どのぐらいになってんのかということですね。

それから、災害対策費、111ページ、この防災マップ、643万円繰越してあるわけやけど、恐らくまだ発注してないんじゃないのかな。発注したんでしたらそんでええわけやけども、これ一番当初540万円の予算要望して、またこれ補正で増やして640万円、もし発注してあったら契約幾らですか。例えば500万円でんねん、400何万円ですんねんとかいうようなことになってんのかなってないのかということですね。それと、これ2分の1補助、国庫補助と聞いているわけやけども、この国庫補助は本当につくんかつかないのか。申請してあるからつくと思うてんか知らんけども、本当につくんかなというふうに思いますので、それも併せてお願いをしたいと思います。2つか。

それやったら、111ページの感震ブレーカー設置補助金で、これは30万1,200円になってるわけやけど、感震ブレーカーつけたら補助つきますよということになってんねけど、大体どういう家庭につけてはんのか。そこらを教えてほしいと思います。

増田委員長 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員のまず1点目の消防施設でございますが、令和2年3月末現在で全体で消火栓につきましては1,202基、防火水槽につきましては151基、今、委員お述べの、あと合わせて消防用水として1か所になっております。それで、その充足率については、率での資料は持ち合わせておりません。そこは確認させていただいて、また後刻報告させていただきたいと思います。

それと、大字要望以外にということで、それにつきましては要望を基にさせていただいている部分が基本となっておりますが、それ以外でも毎年、広域消防組合葛城消防署と協議の上、不足する部分については設置できるかどうかを、その対象地区とも協議しながら可能な限り設置に向けて努力させていただいてるところでございます。

それと、2点目の防災マップにつきましては、今年度に入りまして入札させていただいて、6月下旬の入札で契約をさせていただいて、今、業務に入らせていただいているところで、今月の初めに大字等のほうから聞き取り見直し調整をやった部分、ほんで土砂災害警戒区域浸水想定の見直し等の調整をいただいた資料の下原稿等が今出来上がってきてる状態で、今、最終に向けて大字等の確認作業、最終のほうに向けてさせていただいたところで、こちらについての補助金につきましても本市の予算と合わせる形で、補助金のほうの事業も繰越明許の承認いただいて補助金の申請をさせていただいているところでございます。今現在、契約額について手元に資料がないので、申し訳ございません。また、後刻報告させていただきたいと思います。

3点目の、感震ブレーカーにつきましては分電盤でございますので、基本的にはご自身の持家が基本となるんですけども、新築の場合で新たに建てられる場合も、その感震ブレーカーの機能がついたものを設置される場合も対象としてるところでございます。ということで、詳細などといったお家がというのは、そこまでは資料統計は取ってないところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 結局、今言うてるように、消防署と検討していくということは、きれいな回答やと思うけども、実際に事務局としては回った経験も何もないということやな。もう消防署任せ。もううちの村の消火栓も一緒かい。消防署がこう言うたからつけまんねんと、全くそれと同じ話になるわけやな。消防署の頼りか、団はどこで事務局持ってんねん。だから、偉そうに言うのやないけども、やっぱりきちっと回って、今でも各団にその2,500の図面で、どこに消火栓ありますよ、防火水槽どこにありますよということを、二月に1回とか三月に1回とか、皆、それ整理してんねやろう。それはもうしてないんか。してないんやったらしてないでいいけども、そこらもやっぱりきちっとやっていかんとなかなか難しいというふうに思う。それと、契約を何ぼでしたんか今手持ちないということやけども、契約金額は幾らになったのかいうことを教えてもうたら一番ありがたいと思うけど、持ってないんやったら、それはしゃあない。それと、今年やったんかな、各大字がいろんな形で担当決めて聞きに回ってると思うねんな。何も自分ところのことばかり言うのやないけども、葛城川が氾濫したときにどうす

んねんという宿題を前のときにも投げかけてある。ところが何も返ってきいひん。いつ見たかて、コミュニティセンターに避難しなさい、葛城川が決壊しました、西向いてどないして登っていくんや。それは全然、見直しというんかしてもうてないわけやけど、これは葛城川の向こうは御所市ということになってあるよってか知らんけども、ほとんど調整も何もされてない。この前に、誤報あったかしらん、葛城川が氾濫してますいうて慌てて行ったときもあるけども、本当に氾濫したときにどこに逃げていくねん、逃げるところもない。そこらをどういうふうに考えてくれてはんのか、その辺の返事も欲しい。

このブレーカーについてはそこまで調べてないということやけども、今言うてる新築の家はあかんとは言わへんけども、今初めに言うたように、今の持家の中で新しいやつはほとんどついてあるけども古い家はついてない、そういうところが基本ですということになってあるとしたら、何も新築はあかんとは言わへんけども、それは補助対象になんねさかいに、そこらもええんかしらん、やっぱりきちっと台帳持つとか何らかの形をしてやってもらいたいというふうに思います。だから、防災マップの葛城川だけ返答お願いします。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。

ただいまのご質問の新村地区における葛城川が氾濫した際の避難場所ということで、以前からご意見をいただいております、今回の防災マップの見直しで大字等に回らせていただいて、ほかにも葛城市内の避難所じゃなしに警戒区域の北の端であったり南の端のほうでは、近隣市町村のほうに避難できないかというご意見は多数いただいております。ただ、隣接する御所市、大和高田市、橿原市としましても、それぞれの市内での避難所設定等ございますので、そこを両方での共有というのいろいろ課題もございます中で、どこまでできるかというのは今後、課題としては各市町村と協議しながらいい方法を見いだしていきたいというふうには、我々としても大きな課題ということで、全くできないじゃなしに大きな課題で、解決方法はまだ今のところ見つかってない状況ではございます。多数そういったご意見はいただいております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** これ言いつ放しやけど、その答弁もうとったら、ずっと見てもうたらええけど、その逃げるところどこにあんねん。大和高田市、何もあらへん。御所市、何もあらへん。どこで氾濫するか分からへん。ただ、御所市で氾濫したら、絶対低いところに流れてくるわけやん。こんなん言うたら怒られるけど、高田で氾濫やったらうち関係ないんかわからんけども、だから今その理想的な話をしてくれるのはええけども、現実として防災マップにどない書いてくれるんやて聞いてるわけや。「協議していきまんねん」言うたら、聞こえはええがな。結果見たら同じこっちゃ。何ぼ要望したかて、「そんな話聞けるかい」というのと同じ答えや。今初めて言うんやったらそれはそんな答えでもええけど、前のときにも言うてある。今もしつこう言うてるわけやん。それでも担当の人が、「この意見持って帰ります」、そりゃそうやろう。みんなそれで終わってある。もう言いつ放しやいうて答え言わんでもええんか知らん

けど、そんなんでは困るので、やっぱりきちっとやってもらいたい。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。今の岡本委員の関連というか、感震ブレイカーについてなんですけども、今、岡本委員もおっしゃったと思うんですけども、どんな家につけてるかともうちよつと詳しく知る必要があると思うんです。それは今、僕も調べてたんですけども、新築の家に絶対についてるかどうかも分からんわけじゃないですか。これ、今もう葛城市もいっばい家増えてる割合に対しては少な過ぎるし、そういう細かい分析はしっかりやらないと、これつけてもらうことに意味があるので、もし新築でもついてないところがあったらこれをちゃんと進めていくという動きをしないと意味がないと思うんですよね、僕は。なおかつ、新築についているのであればいいから、今ついてないところにつけるという動きをしていくという工夫をされるためには、まずはそのデータが要ると思うので、これはもう要望だけにしておきますけど、次は答えられるようにそういう細かい情報を仕入れといてください。お願ひしておきます。

**増田委員長** 答弁よろしいか。

**杉本委員** はい、いいです。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 関連で防災マップのほうをお聞きしたいんですけども、このマップ作成に当たっては、各大字のところで要望なり入れてマップを今回は改定していくというふうなことだったと私は思うんですよ。それが、例えば私も防災士やっていますから、兵家地区のところで実際、防災士会と地域住民が一緒になってその防災マップに反映するようなことをやったワークショップがありましたけども、その際、例えばコミュニティセンターに、イトーピアですか、あの大きい団地の、そこから逃げるときに、いろいろ話してみると、そのコミュニティセンター行くまで、ここの水路は非常に急なところで、急激な水が降ったら非常に危険だという声が、朝通勤されてる方、若い方がおっしゃって、そうするとこっちの道で、竹内の大字のほうに逃げたほうがいいのかというふうになったんですね。でも、基本的に防災マップは大字ごとでやっていますから、先ほど葛城市、それから御所市の境というのがあって、広域の問題とか、だからそういうところら辺でいろいろ意見が出て、そういうのが大体反映されてたのかなというふうに思ったんですが、大字によっては結局、区長とか役員だけの話で終わってしまって、あまり問題なくこれまでどおりの踏襲で防災マップができるのかなと思うんですけど、そこら辺は今回改定に当たって何らか前回と変わったことがあるのかどうか、そこら辺お聞きしたいんです。そういうことで、前回そういう意見もあって、できるだけ地元の声が反映するようなマップ作ろうということだったと思うんですけども、その点の取組をお願いします。

**増田委員長** 西川補佐。

**西川生活安全課長補佐** 生活安全課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

私、ただいま谷原委員からおっしゃっていただきました、たまたま兵家のほう、マップ作成に当たりまして、地元区長ほか数名と打合せのほうをさせていただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

確かに、兵家へお伺いさせていただいたときに、イトーピアの方も当然いらっしやいました、その避難経路のことでお話出ました。そして、聞いてる中では、確かに今おっしゃった竹内経由の避難というほうがいいということですので、今回、その意見のほう反映させた防災マップの作成というふうにさせていただきます。このほかにも、ほかの各大字のほうから、避難経路につきましては現場確認等をさせていただいて、それが安全なようであれば変更というのはさせていただけるんですけども、その指定避難場所につきましては1か大字だけの避難ではなく複数の大字の避難場所になりますので、収容人数等の関係もございまして、なかなかすぐに変えるというわけにはいかないというのが現状でございます。また、保育所への避難というのを、結構、大字のほうからの要望で上がってくるんですけども、なかなか保育所につきましては小学校、中学校と違いまして、警報が出たとしてもなかなかかえらるるといった今あれは取られてないので避難場所には該当しないということで、今回についても引き続き今現在の指定避難場所ということでお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私の大字でも、区民全体から意見聞くことはしませんでしたけれども、役員会でここはこうだなということを議論して上に報告書を上げたと思うんです。だから、今回そのマップである程度反映されてるところもあるのかなと思うんですけども、引き続き今日のような課題というか、近隣の市町村への協力とか大字間での協力とか、今後の課題が見えたかなと思いますので、また何か機会があれば聞かせていただけたらと思います。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 関連ですみません。今の防災マップなんですけど、大字ごとにずっと大字の意見聞きながら作っていただいているということをお聞きしました。出来上がってからの後のことが非常に大事になってくると違うかなと思います。やっぱり組、また自治会で寄って、それを持って確認するという作業も推し進めていただけたらなと思います。

それと、感震ブレーカーなんですけども、これは3種類か何かありますよね。その内訳が分かったら教えていただきたいことと、それと1項の4目、ページ数111です。普通旅費22万8,460円、これの内容を教えてくださいませんか。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの内野副委員長の質問ですが、まず感震ブレーカーにつきましては、内蔵型、後付型、簡易型の3種類ございまして、令和元年度におきましては内蔵型が9件、後付型が3件、簡易型1件の計13件となっております。

それと、旅費につきましては、各種職員が災害に向けた専門的な研修等で参加させていた

だいてる分で計1万7,260円、4回ほど参加で電車代等を中心に1万7,260円。それ以外に、今回、昨年度は台風等の被害で栃木県佐野市のほうへ職員派遣するのに予備費等から21万2,000円の充用をさせていただいて対応させてもらった職員2名の派遣分の日当宿泊費、交通費等2人分で21万1,200円の支出で、合わせて22万8,460円の支出となっております。

以上でございます。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 感震ブレーカーは分かりました。今の旅費なんですけども、これ栃木県のほうに行かれたということで、かなり去年台風が向こうのほうは多かったのも、きっと半壊とかいうところで、どこの課が行かれたんですか。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。

今回は、被害認定調査の業務を基本とする要請でございましたので、被害認定調査の研修等を受けております税務課職員2名を派遣させていただいております。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** 分かりました。こういうような災害応援というのは初めてなんです。私、もう質問できひんわ。すみません。分かりました。こうやっていろいろ災害のときに助け合いをするというところで、ありがとうございました。分かりました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 111ページの防災対策事業なんですけど、その中で消火器についてなんですけど、この消火器というのは事業所とかは設置ということにはいろいろと義務づけられたものはあるんですが、各一般家庭はどれぐらい消火器を確保してるのかとかいうようなことは、各大字でそういったことはきちんと調べてるのか、また実際に誰かが持っているだろうというような状況ではないのか、いろいろと危惧するわけなんですけど、これ実態を調べられたことはあるかどうかお聞かせいただけますか。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。

ただいまの川村委員のご質問ですが、各家庭の消火器の設置状況について当課のほうで調査したことはなくて、資料等もございません。その辺りについては、過去の事例等、今後に向けて検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 調べられたことないとか、それは任意ということなんだろうけれども、各家庭で消火器について、年数が経ってくると中身の交換、その後の使えなくなったものの処理、皆さんよくお分かりだと思うんですけど、その辺に非常にネックなものがあるというの、それを感じてる方も皆さんいらっしゃると思うんですよ。ただ、こういうことが悪循環になって、もう負担になってしまっただけじゃない。簡易なものであっても、備え付ける方法とかそういった行政指導とかいうのは、もうどんな場合でも火を出さないということについては各家、一

番基本的なものですよ。消火器訓練は訓練の中でしますよね。でも実際に身近にあるということが基本なので、これを徹底していくという方向でこれからどうなのか、やっぱり住民の協力、またその交換については大字との協力とか、いろんな体制を共通して認識しておくということは大事なんですけど、この辺りは実際に区長からもご相談なされたことはないのかとか、業者もいろいろありますので業者が訪問したりして、それをあえて行政は触れないというふうなこともあるでしょうけれども、ただ機会がないとなかなか消火器設置というところまでいってない現状の中で、今後この防災についてどういうふうな認識でおられるのかということをご所見をいただきたい。

**増田委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 消火器の設置についての指導ということにつきましては、あと別件で火災報知機等は消防署等の届出義務等がある中での関係と、今の部分と、その辺の法的な部分、所管部分等も踏まえて、消防担当のほうでという部分についても踏まえて、私も今、考える中では、先ほど感震ブレーカー等も踏まえて設置状況等の何らかの統計調査等も必要なのかなという意味合いも踏まえて、今後に向けて進め方を考えたいと思います。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 地域の助け合いとか、各家に持ってなくても、地域の隣組の中で例えば消火器1本買って、今回は隣組長はこの消火器を持っていますとかというような、例えば本当にどんな方法でできるか、そういった地域での防災というのをどのように高めていくかというようなことは、やっぱりこれからいろんな意味で話し合いをして、本当に身近な一番そこにいらっしゃる方たち、住民の方たちの意識を持って守り合わないといけないところを、それは行政として指導して推進していただかないといけないことではないかなと思うので、あえて強制ではないので難しいんですけども、これからの防災をどう考えるかということについては、防災士の会議でもまたそういったことを考えていていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、7款消防費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行っていただきます。

(理事者入替え)

**増田委員長** それでは次に、8款教育費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** よろしくお願いたします。

まず、114ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中の19節負担金補助及び交付金なんですけども、この中で夜間中学校教育費負担金が今回未執行でゼロになるのはどういった理由か、これがまず1点。

2点目、次のページ115ページの学校管理事業、22節補償補てん及び賠償金、損害賠償金



のところなんですけども、これなんですけど、以前のところで話合いがあったんですが、令和元年9月の第3回定例会の審議案件になっております、県の派遣教員が勤務していた市内学校で児童に損害を与えたため、国家賠償法第1条第1項の規定により当該教員に代わり葛城市が損害賠償の肩代わりをするもので、その内容だと思えます。明細としては、賠償金が250万円、弁護士費用25万円の計275万円。このときの審議にもあって、いろんな議員からも私も申し上げたんですけども、国家賠償法第1条第2項の規定に基づいて請求と回収を確実に履行していただくと同時に、この遅延損害金が発生した場合にはそれを併せてきっちり回収していただくことを要望した上で、議決、賛成させていただきました。

今回、まずこれが回収の見込みがあるのか、現状幾らかでも回収できてるのか。それができないときに、ここでもう決裁終わってしまったらどこにも出てこないんですよ。職員が異動になっても議員ももし入れ替わったときに、誰がこの後これを引き継いで見ていくか。逆にその記載をどっかにできないか、もしできるのであれば、これは質問で、収入未済額のほうへ何か記載か法的にできるか分かりませんが、どっかにこれをやっとなかなくみんながそれ分からんようになってしまって、本来、市が請求せんとあかんところがなくなってしまうと。その辺りをどう対応されるかをお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 内蔵課長。

**内蔵学校教育課長** 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

奥本委員の1つ目の質問で、夜間中学校の教育費負担金につきまして、未執行ではないのかという質問に対してお答えさせていただきます。こちらにつきましては、中学校を卒業していない者、あるいは様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま、学校の配慮等によりまして中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する方を対象といたしまして、榎原市立畝傍中学校のほうに夜間学級が設置されております。公立の中学校ということで授業料は必要ございませんので、夜間学級の運営等に係る経費につきましては、通われている生徒の在住する市町村が負担すると榎原市の例規で定められております。そこで実際に葛城市の方なんですけれども、実際おられましたら、この教育費負担金というのが発生するんですけれども、該当者が令和元年度はおられませんでしたので、執行額はゼロとなっております。

以上でございます。

**増田委員長** 石橋補佐。

**石橋学校教育課長補佐** 学校教育課の石橋です。

損害賠償金のその後ということで、加害者は現在、連絡が取れない場所にあります。そのため、本年6月にその親族と協議を行い、今後、加害者と連絡が取れるようになれば教育委員会に連絡する旨をお伝えしております。加害者からの連絡があり次第、市が支払った損害賠償金を請求の上、その返済方法を確認いたします。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず1点目のほうは、夜間学校に通う該当者なしで、今回未執行ということで了解いたし

ました。

2点目のところは、親族の方と連絡が取れたということで、これ聞いていいものかどうか分かりませんが、その加害者から連絡の取れる時期というのは分かってるんでしょうかね。それは間違いなく連絡取れると、取れるんやったらいいんですけども、その先の支払いのめどというのは今現時点では全く分からない、親族の方は何かおっしゃってるんでしょうか。

**増田委員長** 石橋補佐。

**石橋学校教育課長補佐** その親族の方ともお話をさせていただきました、その前にも弁護士を通じてお話を伺いする中で、その親族の方としましては親族が代わってお支払いするつもりはないというふうな発言を聞いております。

以上です。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まだ先が全く分からへんという状況ですね。分かりました。とにかく、それは対応してもらえないんですけども、一番最初に申し上げたように、担当者が異動になっても、我々がいなくなっても、それはちゃんと引き継いできっちりきっちり回収できるようにだけ対応してほしいと。さっき質問の答えとしていただいてませんでしたけども、これをどういう形でできるか、収入未済額とか記載して何か残してとか、そういうのはできないということですか。できないんですね。とにかく引継ぎだけはそしたら、とにかくその事情を知る人がいなくなってもその対応がちゃんと引き継がれるようにだけ何かしてほしいという意味合いで持ち出したただけであって、何かそういう対応をどっかで考えておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 1つだけ伺います。114ページになります。8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中の備考欄でいきますと、英語教育講師派遣委託事業ということで2,400万円余り、小・中学校の英語教育講師派遣となっていますけれども、これの大まかな内訳を教えてください。小学校、中学校、市内あります。週何日、あるいは月何回、コマ数、常勤なのか非常勤なのか、あるいは委託になってますけれど、委託先からどういうふうな形で講師が派遣されてくるのか。例えばこれは1年交代で来るのか、3年、ある程度子どもたちの状況が分かるような形での契約になっているのか。効果がどの程度上がるかということがありますので、どういうふうな内容でこの講師を受け入れているのか、あるいは働いてもらっているのかお聞きします。

**増田委員長** 内蔵課長。

**内蔵学校教育課長** 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。ALTの派遣委託料なんですけれども、こちらにつきましては令和2年度から、学習指導要領の関係で小学校5年生、6年生につきましては外国語が教科化されました。それから、3年生、4年生につきましても外国語活動というのが必修化されましたので、これに向けてALT講師のほうも令和元年度から充実させて

いただいております。平成30年度につきましては、英語圏の外国人の講師の方4名、中学校2名が固定の常駐です。小学校2名で5校を巡回していただいておりますけれども、令和元年度からは5名の方ということで、中学校2名の固定の常駐は一緒なんですけれども、小学校のほうにつきましては3名で5校を巡回していただいております。

それから、時間数なんですけれども、基本的には小学校3年生、4年生につきましては、平成30年度が17時間ということで、17時間と申しますのは2週に1回ぐらいの英語なんですけれども、これが令和元年度では年間35時間ということで週1回になっております。小学校5年生、6年生につきましても、平成30年度は年間50時間であったのが年間70時間と、週2回のペースになっております。そういった加減で、この金額が平成30年度は1,700万円台だったんですけれども、令和元年度につきましては2,200万円台というふうになって上がっております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これ、今、小学校だけだったんですが、5、6年生が50時間から70時間、中学校の場合の時間数はそのままやっていると、小学校の分が必修化になるので増えたと、その分がこの経費として上がったということですね。分かりました。

もう1個あれなんですけれど、これは委託してるから、多分委託先と契約等をしてると思うんですね。先ほど言いましたように常勤ですよ、常駐ということだから。そうすると、3年任期とか1年任期とか2年契約とかあると思うんです。そこら辺で、要は教育効果の問題なんですけれども、この講師の方がある程度学校に慣れて、ああもう1年で終わりというふうなことになってるのか、やっぱり2年目、3年目まで行くようなことになってるのか。そこら辺が、同じお金かけるにしても教育効果は違ってくると思いますので、子どもたちに対してもなじみいう点でも変わってきますから、その方に対するなじみが出て、どういう契約形態になってるのか、雇用形態、大概もう1年契約だろうと思うんですけれども、そこは毎年変わってるのか、それともある程度3年の長期のような形になってるのか、そこら辺お聞きします。

**増田委員長** 内蔵課長。

**内蔵学校教育課長** 学校教育課の内蔵です。

基本的には長期の継続契約ということで5年契約なんですけれども、ALTの講師の方につきましては都合によっては1年で変わられる方もおられるかも分かりませんが、基本的には5年の契約ということで、よろしく願いいたします。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ここら辺もしっかり調べていただいております。というのは、日本は英語がお金になる国なんです、どこの国よりも。だから、言うたらワーキングホリデーみたいな形で、特にカナダの方が日本では簡単にALTになれるという噂があったりして、いつか、もうとんでもない人がたくさんALTになった時代があったんです。だから、遊び半分で小遣い稼ぎでそういうALTなるというふうな方が来られても、それはなかなかあれなので、

今回委託事業してるところが、多分一定の研修されたりいろんなこともされてると思うんですけども、要はその質の確保という問題なんですよ。そこまで目配りをしてやっていただいたら、これはお金もかなりかけられてこういうふうな形で充実してきてるわけですから、あとは教育はほとんど人の力ですから、教える方の力になるので、そこを注目してぜひやっていただけたらと思います。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

**内野副委員長** 117ページの2項1目の小学校管理事業の中の工事請負費なんですけども、これ前のページ、一応115ページの15節のところに1億4,306万9,000円、これが当初の予算やったと思うんですけども、あと不用額で3,448万6,905円というのが載ってるんですけども、これの内容についてお伺いいたします。学校のトイレのことやと思うんですけども、小学校のトイレ3つ上がった分やと思うんですけども、この執行ができてへんその理由をお聞かせいただけますでしょうか。

**増田委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

内野委員のご質問の件ですが、こちらについては当初の計画では磐城小学校、新庄北小学校、當麻小学校の3校においてトイレ改修工事を予定しておりました。ただ、年度当初から3回にわたり入札を実施いたしました。不落が続きまして、当初予定しておりました工期での実施が困難となった影響などで工事費が膨らんだため予算不足になり、2校のみの工事を実施することとなったために発生した不用額でございます。當麻小学校の改修工事については、今後、補助金のほうの獲得を、動向を見ながら確実に実施できるように改修工事の早期実施に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** ありがとうございます。そしたら、今年度、補助要望を出していただけてるんでしょうか。

**増田委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課、村田でございます。

今年度の建築計画として、この當麻小学校のトイレの改修工事について挙げさせていただいてますので、その中で採択されましたら、順次、事業を進めたいと考えております。

以上です。

**増田委員長** 内野副委員長。

**内野副委員長** よろしくお願ひいたします。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 1点だけ、116ページです。小学校管理事業の中のこの報告書の59ページのところに詳細があるんですけども、當麻小学校煙突アスベスト対策事業、昨年も白鳳中学校アスベスト対

策事業とやられててアスベストの工事やられていると思うんですけども、このアスベストの詳細ですよ。アスベストの種類であったり、アスベストといってもいろいろ種類がありまして、危険なやつからそこまで危険じゃないという種類がありまして、どういうものが出てきたのかというこの詳細についてお願いいたします。

**増田委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。

ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきたいと思います。工法につきましては昨年行いました中学校と同じ形で、以前空調に使ってございましたボイラーの煙突内におきますアスベストを除去するというものでございます。そのアスベストの種類につきまして、今、書類を手元に持っておりませんが、内容としましては中学校で行いました完全除去するという形で行ったものでございます。

以上です。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。そしたら、去年もお聞きしたんですけど、僕、字が汚すぎて何書いたか分からなくて、ほかの施設ですよ。小学校、中学校とほかの教育施設等々、アスベストがあるのかなのか、分かるか分からないかわからないですけども、今の段階でどういうお考えなのかお聞かせください。

**増田委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど言いましたように空調でボイラーを使っておりましたのが、旧の當麻町地域になりますので、白鳳中学校、磐城小学校、當麻小学校というふうになります。それで、今言いましたように、平成30年度に白鳳中学校、令和元年度に當麻小学校ということになりますので、磐城小学校につきまして同様の除去工事、対策工事を行いたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** いつかはまた後で聞きますけども、できればアスベストは先ほども言いましたけどいろいろ種類がありまして、そこまで近々にあれなんですけども、教育施設なのでできるだけ早く対処いただきたいと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 113ページ、教育委員会の教育総務、2目の事務局費の中で、113ページの委託料、長寿命化計画策定業務委託料1,317万8,000円、この金額やけども、3月に530万円減額補正してる。今、これ結果見たら22万9,000円流用してある。何で、3月に補正して足らんさかいまた流用しまんねんと、まずこれ1点。

それと、この長寿命化計画、わしも詳しいことよう分からんけども、教育委員会として立てられたわけで、結局これを立てるということは、小学校5校、中学校2校、このまま当分

の間はずっと残していくということやと思うねんな。それで、耐震補強は終わってあるわけやけど、長寿命化に向けて工事をやっていくということやねんな。例えば、今、設計費1,300万円した中で、例えば7校、いろんな各学校によって違うと思うねけど、例えば40年持たそう思うたらどうすんねんとかそんなことやと思うねんな。そんな中で、全体の事業費をどのぐらいに設定をしたのか。それと、例えば20年間でこんだけの事業をやりますよ、そうやってきたら単純計算して1年間にどれだけ要りますよというふうな計算になってくると思うねんな。ところが、その中で一番問題になるのは財源やと思うんよ。教育委員会は何ぼお金使ってもええねんちゅうんやったらええけども、やっぱり葛城市全体から見ていったら、学校だけが公共施設でない。もちろん庁舎もありゃあ、ほかにもいろんなことがあるわけやんな。結局、ここで市全体としてその公共施設マネジメント計画立ててある中で、いろんなこと見ていったかて年間7億4,000万円ほど要りますよというふうなことで出てきてあるわけやんな。そんな中にはもちろん学校も入ってあると思うんやけど、学校は学校でこういう計画を立てられたということになってきたら、教育委員会だけの計画でいって、大体、全体事業費何ぼぐらい見てんのか。それと、何年でそういうことをやっていくのか。その中でまた、急遽、短期保全計画というのか、この分だけは早急にやらないかんいうこともあって、その計画も立ててるやろう。そこらを詳しい教えてもらいたいというふうに思います。

それと、どの課も聞いているわけやけど、例えば115ページ、小学校の学校管理で委託料、工事請負、それぞれ繰越ししてるわけやけど、もう既にこれは契約終わってんのかどうかということですね。教育委員会全体と、中学校もあるな、GIGAスクール構想の関係と空調関係かな、それも皆含めて実際に、幼稚園もあんのか、繰越しの関係を全部、発注できてあるのかできてないのかということをお聞きをしたいというふうに思います。取りあえず、それだけ。

**増田委員長** 今後の予算に関する質疑ですか。

**岡本委員** 学校のやつやわな。

**増田委員長** 答えられる範囲で結構でございますけれども、それと繰越し。繰越しは見込めない繰越しの分のみで結構でございます。よろしいですか。

村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず1点目の流用の件なんですけども、長寿命化計画策定について、委員おっしゃるとおり、契約後に減額補正した、その後に流用をしたということなんですけども、手続に不備がございまして、契約後にその消費税分の増額分が不足することが判明しまして、その部分で流用させていただいたという手続になりました。

その長寿命化計画の件なんですけども、こちらの内容についてはもともと古くなったものを改築するというような計画に基づく方針でございましたが、この長寿命化計画については長期間のスパンとして80年の使用を前提としまして、将来の財政負担の縮減と老朽化に余剰基金リスクの軽減含め、改修を行う計画を定めたものでございます。全体計画といたしましては、向こう40年間の総額といたしましては219億円を予定しております。繰越しの部分に

ついては、全て執行させていただく予定でございます。

以上でございます。

増田委員長 確定してないやつ。

村田教育総務課長 それはございません。

増田委員長 ない。

岡本委員。

岡本委員 今、その長寿命化計画を答えてくれたけども、頭が悪いさかい、そんな単純に40年負担金で219億円かかりまんねんと言うてくれるのはそれはええわけやけど、今言うてたように、こんだけ行こう思うたら、例えば1年に何ぼ行くねんと、例えば平均したらこんだけやけども、特に5年後は重要的にいかんなんからこれだけすんねんとか、それを教えてくれと言うとるわけや。結局はあれやろう、短期保全計画を立てていったら、大体年間4億円近こう金かけていかんと解消できないということになるわけやろう。そやから、その中でまず1つは、これは将来的な話ししたらあかんけども、例えば40年後を見たときに、例えば小学校の生徒がどンドンどンドン減っていくということになってきたら、小中一貫教育、今やかましい言うてるけども、そんなことも、それは分からんで。先でそういうこともあるのと違うんかとなってきたら、そういうようなことも含めた中でこれを立てていってあんのか。もうそんな先まで分かりまへんがなと、さっき言うたように、あくまでも学校、小学校5校、中学校2校でずっと40年行きまんねんという計画で立ててまんねんという形でされてんのかな。わし、こんな偉そうなこと言うたって、中身そのぐらい自信ないので、あまり難しい言うたら分からへんけども、単純にこの数字見ていったら、そういうデータをお宅、教育委員会として出してるわけやろう。そやからちょっと詳しく教えてくれ言うてんねや、それを言うてくれんと、ボーンと行かれたら、わしも頭悪いので全然分からへん。そこらを聞いてるわけやんな。

ほんで、それと今言われた、正直に言うていつ契約した言うた、3月に契約しましてん、消費税分忘れてましてんと、流用してあるということになんねけども、それは国のほうは、今の8%から10%に上がったら増額せいと、国みたいな台所が大きいんや、国や県いうたら。こんな小さいところみたいな、初めのときに消費税上がんのは分かってあんねやったら、契約するときに、工事でも一緒やんか。8%で契約して2か月後で上げるんやったら、そのままいてくださいよと条件つけるのが道と違うかと俺は思うねや。ところが、この前誰やらいうたら、国の指導でんねんと。そやから、それ上げないけまへんねんというようなことを言うてるわけや。国はどっさり金あんねん。国は、滞納みたい行かへんねん。県でもえろ滞納行かへん。市町村というのは、皆、滞納整理行くねん。そんだけ皆、苦労してんねん。そやから、違法ではないと思うさかいに、そこらもきちっとサービスしてもらおうとか、値切るとかそんなやなしに、そういう意味でやっぱりそういうことも考えてやってほしいなと思いますわ。金のことばかりわし言うのと違うけども、だからみんながその気にならんと財政ちゅうのは良うなっていへん。そういうことでお願いしたいのと、もう一遍、今言うた具体的に分かってあんねやったら、そこらを教えてほしいのと、今、先ほど答弁してもう

たように、今ここで次年度に繰越してある分については全て契約はもう終わってますよと。工事は3月までにはもう全部終わりますと、そういうことでええわけやんな。分かりました。これだけ答えてよ。

**増田委員長** よろしいか。決算審議の範囲を若干超えてる質疑やとは思いますが、答えられたら答えてください。

村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田でございます。

先ほどの岡本委員ご質問の件ですが、全体的な計画といたしましては、現状の小学校5校、中学校2校のそのまま継続して使っていくというような計画は同じでございます。詳しいこの計画について、後ほどまた資料のほうは配付させていただきましてご紹介のほうさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 最後に1点だけ、去年に引き続きになるんですが、124ページ、各種団体補助事業の生涯学習課ですかね。アートフェア実行委員会助成金なんですけども、去年とほぼ同額が執行されてるわけなんですけども、これまで何回も申しあげましたように、効果が果たしてどの程度まで上がってるかというのは、来場者が延べ人数でいつもカウントされてて、その1人を複数回カウントするんじゃないかと、実際何人が本当に来られてて、それがどういう形で生きてるかということを知りたかったんですけども、まず一応考えますということでずっとここ何年か来られてますけど、恐らく同じになってるんじゃないかと思うので、その辺りどうかということですね。

それと、やるのであれば、いろんな市内の芸術活動に寄与するような形でならないといけないと思うんですけども、唯一、私、この自治体が絡んでるこういうアート事業で、愛知のトリエンナーレが唯一成功事例かなと思ってたんですけど、あれもまた実は問題起こったりしてるんですけど、やはりこの辺りの運営ノウハウというのは正直自治体では難しく、やはりそれなりのプロデューサーを引き連れてこないと恐らく難しいと思います。だから、今後どこかでその辺の方針をしっかり立てんことには、このままずるずるずるずる毎年お金だけ同額で出して、内容も全然検討されてない。前回ボランティアで、市内でこの辺のボランティアとして参加したいという方も採用できないかとお願いしておきましたけど、その辺りも結局どうなったか。その辺り含めて、去年と違って今年度のこの運営はこう変わったというところがありましたら教えてください。

**増田委員長** 西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問でございます。昨年度につきましては、委員ご指摘のように延べ人数でということで、それで実証できるのかということでございました。昨年につきましては、なるべく近い実数をということで、各会場にパンフレットを置きまして、そのパン



フレットの減った枚数によりまして実人数に近い来場者の把握に努めさせていただきました。5日間で1,143枚というような結果になりました。幼・小・中の企画展示入場者なんですけれども、これはゆうあいステーションのほうでまた別でやっておりますが、そちらは696名という結果でございました。

それと運営のノウハウのほうということで、変更していかなければいけないのではないかとということでございますが、去年は新しく実行委員が一新されまして、過去の実績を踏まえながら新しく企画立案をしていただけたところです。當麻寺及びその周辺エリア、ゆうあいステーション、相撲館、古民家ギャラリー等で、そこに石光寺も入りまして、當麻文化会館におきまして新しくワークショップを開催いたしまして、また大阪芸術大学の教授をお招きして講演会等もさせていただいたようなところです。ボランティアのほうは、時期が、去年は新しく実行委員を刷新したために、新しい実行委員会の立ち上げが遅くなりましたので、ボランティアの募集というところまでは行きませんでした。

以上でございます。

**増田委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。お願いしましたので、実数のほうに近い形でやっていただいたと。となると、やはりそれまで7,000名ぐらいの入場者というところが、実際のところは1,143人という形で出たわけなんですけども、その方のためにこんだけのお金を毎年使っていてどうかというところもあったわけなんですけども、実際に実行委員会が一新されて内容もワークショップが組み込まれているということで、この辺りは非常に改善されているんじゃないかと思います。ただやっぱり、せっかくこんだけのお金かけてるんやったらもう少し、特に市外の方は知らない方が多いんですよ。やはりその辺の方に対して、あるいは市内の方でもその芸術活動に興味を持つ方を増やすという意味、その辺の啓蒙活動を今後力を入れていただきたい。費用対効果ができるだけ高くなるように、せっかくやるんやったらそこまで持って行ってほしいなという気がします。お願いで終わっておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、公民館費、126ページの公民館分館運営事業、この負担金の中身です。地域活動、分館モデル、公民館の施設はええけど、花づくりモデル事業、これの大字名とあれを教えてください。

それから、137ページ、体育施設、この中で問題の當麻スポーツセンターの空調設備、これがいわゆる格技場に4台設置してあると。当初予算のときに、當麻スポーツセンターのアリーナのところに付きますよということで我々説明聞いてた。ところが、よくよく調べてみたら、この5月に発注するときに格技場が変わってる。それを聞いて、現場見に行った。格技場に4基というんか4台というんか座ってる。だから、そのアリーナの面積に対するカロリー計算というんかな、冷え、その能力でいうて発注したやつが格技場に上がると、現実の話として寒うて入ってられへん。なぜそうなったんかということやな。それと、當麻のアリーナに取り付けるクーラー、設計委託組んでいる。これも予算のときはおかしい言うた

けど、いやこれは設計せなあきまへんねんと、吊り下げやいろんなもんあるのでいうことやんな。ところが、今言うたように、この新庄市民体育館、スポーツセンター、皆、職員が設計をしてるわけや。それをつけてる。何でその當麻だけが設計をせんといかんだけのクーラーをつけやなあかんのかいうことも議論したけども、なかなか答え返ってきやんうちに、ずるずるずるといって執行してある。そこらを、決算出てる以上は説明してもらわなあかん。どういう理由で格技場が変わったんか、いや工事遅れたさかい変わりましたんというのはいやに言うてるけども、実際は遅れる前にはもう格技場が変わってある。こういうことをしてええのかどうかいうことですね。これははっきり説明をしてもらいたい。そのぐらい。

**増田委員長** 西川理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員理事の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、地域分館の活動事業補助金でございます。市内には公民館条例などに記載がなく指定管理によらない館が11館、昨年10月から忍海集会所が指定管理から外れましたので、11館となりました。これまでどおりの公民館活動を行ってもらうために、生涯学習の事業補助金等交付要綱に交付対象分館として記載しております。公民館条例と定められた分館と同様の扱いを行っておりまして、指定管理と同じ算定方法で積算された活動補助金として、運営補助金6万円、それから管理補助金として、電気、水道、電話の各規定により積算された金額、基本料金となっております。

それから、分館モデル活動補助金でございます。昨年度は大字木戸と尺土団地集会所でお願いいたしました。内容につきましては、68ある分館公民館の中から毎年2分館を指定し、公民館分館活動モデルとなる活動をしていただくこととでございます。こちらは、分館モデル活動補助金交付要領第5条の4項目以上を選択して8回以上の事業を実施いただく総事業費の2分の1を交付するものでございまして、限度額は25万円の補助金となっております。

それから、花づくりモデルですね。昨年は10地区でございます。新庄、東室、平岡、南藤井、柿本、梅室、辨之庄、薑、疋田、山田の10地区でございます。こちらは、花の種や苗及びプランター等を配布いたしまして、地域内で花壇を設け、年間計画を立て花づくりを推進していただくこととでございます。各家庭や公民館等で花いっぱい運動を行っていただく趣旨でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 植田課長。

**植田体育振興課長** 体育振興課の植田でございます。

ただいまのスポットクーラーのご質問でございますが、まず格技室に空調設備を設置した理由でございます。當麻スポーツセンターが、昨年の3月末より、台風21号の被害復旧工事にかかっておりまして、昨年の夏はアリーナが使用できない状態になっていたため、當麻スポーツセンターにどのように空調を設置するかを昨年4月に協議を行いました。その結果、格技室も運動用スペースであり、年々猛暑となる中、アリーナと同様に施設利用者の熱中症リスクが高いこと、またアリーナが利用できないこともあり格技室の利用者が増加していること、格技室の利用者から空調設置について多数要望をいただいていたこと、このような理由

からアリーナ竣工後の11月以降にアリーナに空調を設置するよりも、夏に間に合うように格技室に空調を設置することになったものでございます。

それから冷え過ぎるという話でございますが、当初スポットクーラーをつける目的でございますが、全館を冷やすということではなくて、吹出口のあるところで7人ぐらいが涼めるということで考えさせていただいたものでございます。しかし、予想に反しまして風が滞留するというようなことで、意外と冷えるというようなことになってございます。

それから格技室でございますが、格技室は2階にありまして、日当たりが良く日がよく当たるところでございます。気候によっては冷え過ぎる時期もあるかもございませんが、スポットクーラーでそんなに大きな容量の空調ではございませんので、夏の暑いときの使用時に冷え過ぎるというようなことはありません。なお、2台ずつ稼働させることもできるため、ある程度の調整は可能となっておりますし、室内機にセンサーがついてありまして、25度以下になりますと自動で送風に切り替わるというような性能も持っております。いずれにいたしましても、スポットというような形で、空調の前に7人ぐらいまでだったら冷えますよというような設計の考え方で始めさせてもらったものでございます。

それから設計についてでございますが、まず室内機についてご説明いたしますが、昨年度に設置いたしました3施設のように、アリーナの4隅に設置するには建物の構造が複雑であり、また耐震基準をクリアしたまま設置するには壁内の鉄筋を切らずに配管工事を行う必要があること、また室外機につきましても近隣に住居があり騒音や温風が近隣住民の皆様に迷惑にならない場所に設置する必要があること、これらのことを考慮し空調設備を設置する必要があります。それに付随する配線、配管、設備設置場所等を踏まえた図面作成及び積算に専門知識を要することから、設計業務が必要になったというものでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 公民館については、いろいろ教えていただきました。花づくりというのは、5か大字や思うけど、今、10か大字になってあるんか、もう前から10か大字になってあるのか。大字新庄は毎年それに入ってあるわけか。1か大字3か年、今のこれは。今、植田課長から説明をしていただきました。私は何も根性悪言うとするわけでも何でもなし。一番当初、スポットクーラーと言うたらええかどうか知らんけども、今、格技場にあるクーラー、これが体育館で十分使えますよということで予算要求をしてある。まずはな、いうことやろう。それと、今言われてるように、鉄筋切らなあかん、切らんでもええようにせなあかんとか、近隣に家があるとかいう話については、当初から条件一緒やんか。ただ、台風で屋根が飛んだかどうか条件違うだけや。それで、理屈やないで、屋根が飛ばんかったら、そのままこれ4基つけてるわけやん。たまたま屋根飛んで中も壊れて遅れたさかい、格技場へ持っていった。わし、考え方を言うとするわけや。つけたらあかんと言うてるのと違うわけや。何も予算430万円あるから、全部使わなならんということはないやろうと。格技場につけんのやって、例えば半分の予算で済むと仮にしたらや、半分だけ執行したらええねや。何も丸々予算あるから全部使うということではないやろうと言うねん。今になって、設計何ですんねんと根性悪言うた

みたいになんのか知らんけども、今言うてるように、災害来やんかったら条件一緒やんか。ほんなら、近隣に迷惑かけたらあかんと言うんなら、当初から設計を組んでやったらええねや。それもせんと、いわゆる當麻スポーツセンター、それから市民体育館、それから笛堂、これ3つを職員が設計というんか仕様書を作って発注してるわけや。そやから、今、課長言うてくれてほんまの話をしてくれるけども、我々としては何でそうなんねんという疑問抱くのは当たり前やと思うねや。今、課長言うてはるような条件があるとしたら、当初から設計委託を組んでやったら、台風来ましたいうんやったら分かるやん。そやけど、たまたま台風来た、屋根飛びました、工事遅れました、格技場へ持っていきまんねん。それは将来格技場も要るやろう。今はうまいこと課長説明してくれとるけど、現場へ俺、すぐ見に行ったがな。あんまり言うたら、誰と話ししたんか言われたらまたあかんさかいあれやけども、やっぱりそういうことのないようにしないと、何も今アリーナにつけたらあかんと言うてんの違うわけや。必要やったらつけたらええわけや。そやけど、そういう執行の仕方をするべきではない。やっぱりみんな知ってはると思うねや、そんな条件は。今初めて聞いた問題、俺そんなん知らんちゆうんか、当初からそういうことであんねやったら、初めからそういうことを入れて設計すべきもんや。今聞いたように4月に協議したとか言うけども、新年度予算のときにそんなん1つもないで。格技場て出てけえへんがな。議員にはそない説明しといて、予算通ったらもうすぐに4月から会議しましてん、もう5月に発注するいうて格技場へ変わってまんねん。本当にそれがええんかいと。何のために、議案審議は誰がやってんねん。真剣に審議してんの違うんかいいうんよ。それを、一職員が、はいコロッと変えまんねんと、そんなこの予算の執行の仕方おかしいと思う。そこらをもう一遍答えられるんなら答えてくれたら。

**増田委員長** 変更した判断ですね。どちらのお方がそういう変更の判断をされたんですか。

杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今、岡本委員からご指摘いただいている問題につきましては、確かにそのとおりでございます。ただし、その当時考えたことは、やはり全ての体育館で同じような条件で入れたいというのが頭にありまして、今、委員のほうからご指摘のあった、議会で一応承認いただいたやつを再度変更するときには議会に持っていかなかったということに関しましては、大いに反省して、今後そういうことが絶対にならないようにしていきたいと考えております。でも、おかげさまで、ちょっと話をすり替えるみたいですがけれども、昨年度そういうふうにご入念にいただきましたので、今年、猛暑の中で、このコロナというようなことで各体育館も使えるようになりましたので、大変ありがたく、そこは感謝しておりますので、十分反省した上で、今後、様々な予算執行に臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 教育長、そんだけうまいこと答弁してくれはったら、もう言われへんがな。そやから、今、教育長が言うてくれはったように、教育委員会の職員、皆、胆に銘じて、今後こういうこと

をしませんよということを守ってもらえるということをお願ひすることには、これ以上突っ込んでいったら何やねんとなるから言われへん。だから、教育長おっしゃった、そういうことで今後きちっとやっていってもらえるということをお願いしたいと思ひます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、8款教育費に関する質疑を終結いたします。

ここで午後3時25分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時10分

再 開 午後3時29分

増田委員長 会議を再開いたします。

9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。

中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、9款から12款までのご説明をさせていただきます。決算書の138ページをお願ひします。

9款災害復旧費でございます。全体といたしまして、3億1,530万9,900円の支出でございます。

1項農林水産施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費では、9万3,500円の支出でございます。

2目農業災害復旧費では、1,015万5,800円の支出でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費の支出はございません。

3項1目、2目の支出もございません。

3目保健体育施設災害復旧費では、3億506万600円の支出でございます。

続きまして、10款の公債費でございます。全体といたしまして、14億9,318万3,646円の支出でございます。

めくっていただきまして、140ページをお願ひします。1項公債費、1目元金でございます。14億792万8,548円の支出でございます。

2目利子におきましては、8,507万5,870円の支出でございます。

3目公債諸費におきましては、17万9,228円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金、全体といたしましては、1,432万9,602円の支出でございます。

1項基金費、1目財政調整基金費におきましては、160万4,663円の支出でございます。

2目減債基金費におきましては、130円の支出でございます。

3目公共施設整備基金費といたしまして、50円の支出でございます。

4目社会福祉振興基金費といたしましては3万4,534円、5目緑化基金費におきましては14万5,959円の支出でございます。

下のページに移りまして、6目公営住宅基金費におきましては3万1,957円、7目教育基金費におきましては6万1,698円、8目土地開発基金費におきましては11万971円、9目体力

づくりセンター整備基金費におきましては963万7,739円の支出でございます。

10目ふるさと創生基金費におきましては、104万4,068円の支出でございます。

11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費におきましては、36万7,061円の支出でございます。

12目地域振興基金費におきましては、129万772円の支出でございます。

めくっていただきまして、142ページをお願いします。2項1目雑支出金につきましては、支出はございません。

12款予備費につきましては、備考欄のそれぞれの費目に充用させていただいております。歳出合計といたしまして、予算現額167億6,685万6,454円に対しまして、支出済額145億9,556万5,616円でございます。繰越明許費といたしましては9億1,256万420円、継続費通次繰越といたしまして4億9,687万6,201円を繰越いたしました。不用額といたしましては、7億6,185万4,217円となっております。

以上で、9款から12款、一般会計歳出のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 142ページ、もう一番最後に説明されたことについてお伺いいたします。1番から下の欄に歳出合計ということで、令和元年度一般会計の決算が書いてあります。そこで、当初予算が約155億円、そこから補正予算が3億7,000万円減額になって、そして前年からの継続費及び通次繰越などで継続している事業費がここへまた加算されて、予算現額として約167億円ほどになっております。結果として支出額が145億円となって、再びまた15億円近い繰越しが出るということになってるんですね。不用額がこれ出てるんですが、私は過去ずっと見てみまして、この2、3年は毎年15億円ぐらい繰越金が出てると。当初予算があるんだけど、その繰越しのがあって、実際には仕事量としてやるものは昨年度から引き継いでる分もあって、新年度予算も含めてこういうことになるんですが、私これが毎年同じようなこんな形でいくのが、大体1割近いあれが出るんですが、こういうのはどっか基準みたいなのはあるんですかね。昔はもっと低かったのが、合併によってたくさん事業が増えて物すごく継続費が増えて、その中でまだ落ち着かずにこんなに継続費がたくさん出てるのか。仕事が何か回ってないような感じがするんですよ。要は予算をきちっと消化していくのではなくて、前年度の積み残しがあって新年度の予算もやりながらまた次に積み残すというふうな流れになって、これについてどういうふうに、総務財政の方になるかわからんですけど、どうお考えになってるのか。私、見て、何かいつも繰越しが多いということでご意見も出ますので、これについてどういうふうにご認識されてるかお伺いします。

**増田委員長** ちょっと待ってくださいね。これ、範囲はどこですか。全般にわたる……。

**谷原委員** すみません。説明で最後まで行かれたので、その数字言われたので、それでその範囲で質問いうふうになったので、それは総括質問でやってもいいんですけど。

増田委員長 総括でお願いします。

谷原委員 分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 138ページのところの治山施設、これは項目で言うと治山施設災害復旧事業に関するところの、大きくその治山事業についてお伺いしたいと思います。今から3年前、台風21号で、當麻寺境内が土石流の被害があったんですよね。もう40年ぶりぐらいで非常に大きな被害が出ました。その原因は何かというと、上流に一沢の砂防ダムが2基あるんですけども、その処理しきれなくなった土砂を沈砂池で処理してるんですけども、それが満杯になって溢れて、それが結果、境内のほうに流れ込んだというところなんですけども、実は直接の原因というのは、お寺の境内を流れてる川、水路に立木の倒木が詰まったというところによって、その砂防ダムの溢れた砂が流れ込んだというところなんです。結果的にその山の際を流れてるわけなんですけども、もう管理する人が代が変わって自分の山と認識しなくて、もうご存じのように日本国中いろんなところで山の管理がされてない状況です。特にその住居近くまで山が迫ってるところの川というのは、一応水路の工事はされてるんですけども、立木、立ち枯れのやつがもうそのまま川へ入ってしまったら、それをどう管理していくかというのは今現状ないんですよね。気づいた人が取ってる状況ですけども、台風のと きなんか外に出て行くこともできなかったのがそれが詰まってしまったんですけど、今後そういうところが多分いっぱい出てくると思うんですが、市全体としてその治山という事業についてどういった方向性で取り組んでいかれるのか、その辺りお聞かせください。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

あくまでも山の管理は個人の管理ということにはなっております。ただ、治山の整備に関しましては、要望があれば事業化できないことはないんですけども、これもいろいろと制約がございます、今はっきりとはどれぐらいの面積が必要でというのは分からないんですけども、できる範囲で援助はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 何かそういうメニューがあるということですけども、これ一般の方は皆知らない、私も知らないんですけども、やはり何かその辺も一応地主がそれを自分の山と認識してることが一番前提なんですけども、それ以前にその次の段階として認識してれば、それを処分する方法が、処分というか処理する方法が、こういう市のメニューがありますよという何か広報活動みたいなものにつなげていってもらえたらなと思いますので、今後その辺り非常に厄介な問題としてなってくると思いますので、よろしくお願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは138ページの農業災害復旧費、それから139ページの保健体育施設災害復旧費、こ

これは全て繰越しということ、災害ということやからなかなかきちっとした設計ができないということには思いますけども、今、農業災害の関係については繰越し予算に対して半分ぐらいしか執行できてないということで、この災害はあんまり偉そうに言うたら怒られるかわからんけども、それは緊急やからしゃあないと言やあそうかわからんけども、その辺分かったら答えていただきたいと思います。

それから、もちろん保健体育も一緒に、これも災害でなかなかそんなきっちり設計はできひんやろうということやけど、繰越しするときにはほぼ分かってんの違うかなということで、これももし答えられるようなら答えていただきたいというふうに思います。

それと、農業災害、一応これ繰越しなってあんなけど、一応はこんで2年、3年前の災害復旧は終わりと、終わりというような表現はあれか知らんけど、一応それで完了しましたよということでええわけやねんな。

もう1点だけ教えてほしいねけど、起債はここで説明してた200億円あるわけやけど、大体毎年10億円ぐらい返していると。これで、大体ピークは3年先がピーク言うたんかいな、その辺だけ教えてほしいと思います。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

工事請負費の予算額と支出済額、これが倍以上差があるということでございますけども、これは当初、災害が発生した段階で、災害査定を受けるために総合単価という災害の別の単価がございまして、それを当てはめますとこういうふうな結構大きな数字になってきます。この時点ではまだきちっとした測量設計、積算まではできておりませんので、あくまでも査定単価、それを使いまして予算を計上させてもらっておりますので、このような不用額が出てるといふ形でございます。

あと、この箇所についてですけども、加守・太田地区、寺口・笛吹地区、これはいずれも工事は既に完了しております。

以上でございます。

**増田委員長** 植田体育振興課長。

**植田体育振興課長** 体育振興課の植田でございます。

當麻スポーツセンターの台風21号の被害復旧工事に関してでございますが、これにつきましては平成30年12月補正で予算化を行ったものでございますが、その予算化をした際には設計業務がまだ完了しておりませんで、概算工事費で予算化を行ったため、不用額が多く発生しているものでございます。実際の設計の完了日は1月25日となっております。あとは、入札によります請負残によるものでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。償還額のピーク、今後幾ら何年度でどれぐらいになるのかというご質問であったかと思ひます。今年度、今後の公債費のピークといたし



ましては、令和4年度と想定されるところでございます。これは、令和元年度末現在の地方債残高201億149万7,876円に基づきましてシミュレーションさせていただいております。元利利息合わせまして約20億円と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それぞれ答弁していただきまして、言うてはることはよう分かってるわけやけども、私が言いたいのは、その査定ときは分かるけども、繰越しするときはやっぱりもうほとんどできてあるやろういうことでまた聞いたわけで、あんまり言うたら根性悪言うてると思われたらあかんから、災害のときは災害査定もあるわけやから、もちろん一般査定ではいけないいうことはよう分かっています。今後、気いつけてほしいと思います。

植田課長も同じことを言うてもらってるわけやけど、災害当時、これはもう分からん話で、本当につかみになるわけやけど、いわゆる繰越しをするということになってきたら、ほぼ設計できとるということになるわけやから、できたらきちっとしてほしいなということ言うてるわけで、言うてる意味はわしも分かってるつもりで言うてますので、その点ひとつよろしくお願いしたいと思います。

起債については、今、課長のほうから説明を受けて、令和元年度末の起債でいったら大体4年ぐらいがピークかなということですね。ありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

続けてよろしいですか。

次に、歳入の説明を求めます。

中井会計管理者。

**中井会計管理者** 会計管理者、中井でございます。

続きまして、それでは歳入のご説明をさせていただきます。歳入歳出決算事項別明細書の12ページをお願いいたします。なお、こちらのほうも詳しい説明につきましては備考欄のほうに記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

1款市税につきましては、全体で42億8,070万4,229円の収入でございます。

1項1目個人につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして、16億5,175万6,421円でございます。

2目法人につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分を合わせまして、3億7,548万9,800円の収入でございます。

2項1目固定資産税につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分を合わせまして、19億1,020万9,240円の収入でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、277万6,000円の収入でございます。

3項1目軽自動車税につきましては、1節現年課税分、2節滞納繰越分合わせまして、1億79万1,462円の収入でございます。

2目環境性能割につきましては、98万3,100円の収入でございます。

4項1目市たばこ税につきましては、2億3,869万8,206円の収入でございます。

2款地方譲与税につきましては、全体で1億467万4,010円の収入でございます。

1項1目地方揮発油譲与税につきましては、2,629万9,000円の収入でございます。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、7,573万9,000円の収入でございます。

3項1目森林環境譲与税につきましては、263万6,000円の収入でございます。

4項1目地方道路譲与税につきましては、10円の収入でございます。

3款利子割交付金につきましては、560万6,000円の収入でございます。

4款配当割交付金につきましては、3,753万円の収入でございます。

めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、2,155万8,000円の収入でございます。

6款地方消費税交付金につきましては、5億6,676万5,000円の収入でございます。

7款自動車取得税交付金につきましては、1,720万7,218円の収入でございます。

8款地方特例交付金につきましては、全体といたしまして1億4,897万2,000円の収入でございます。

1項1目地方特例交付金では、5,439万1,000円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金では、9,458万1,000円の収入でございます。

9款地方交付税につきましては、43億5,161万5,000円の収入でございます。

10款交通安全対策特別交付金につきましては、379万8,000円の収入でございます。

11款分担金及び負担金では、全体といたしまして1億9,226万8,434円の収入でございます。

1項1目農林商工費分担金では、116万8,000円の収入でございます。

2目災害復旧費分担金では、39万5,744円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目民生費負担金につきましては、1億9,070万4,690円の収入でございます。

12款使用料及び手数料でございます。全体といたしまして、1億8,275万6,517円の収入でございます。

1項使用料、1目総務使用料では1,234万5,337円、2目民生使用料におきましては33万2,200円、3目衛生使用料におきましては661万円、4目農林商工使用料では355万7,990円、5目土木使用料におきましては7,421万4,020円、6目教育使用料では1,458万8,035円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2項手数料、1目総務手数料におきましては、1,267万625円の収入でございます。

2目民生手数料の収入はございません。

3目衛生手数料におきましては5,802万2,710円、4目農林商工手数料におきましては1万3,600円、5目土木手数料におきましては40万2,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。13款国庫支出金でございます。全体

といたしまして、20億6,788万8,422円の収入でございます。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金におきましては、13億1,528万5,421円の収入でございます。

2 目災害復旧費国庫負担金の収入はございません。

2 項 1 目総務費国庫補助金におきましては、1,511万3,600円の収入でございます。

2 目民生費国庫補助金におきましては、2 億9,207万9,449円の収入でございます。

3 目衛生費国庫補助金では、1,480万9,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、20ページをお願いします。4 目農林商工費国庫補助金では4,266万7,137円、5 目土木費国庫補助金では3 億1,119万5,322円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、6 目消防費国庫補助金では、73万8,000円の収入でございます。

7 目教育費国庫補助金では、6,737万4,939円の収入でございます。

3 項国庫委託金、1 目総務費委託金におきましては、34万4,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、22ページをお願いします。2 目民生費委託金におきましては828万1,554円。

14款県支出金でございます。全体といたしまして、9 億7,077万1,281円の収入でございます。

1 項県負担金、1 目民生費県負担金におきましては、5 億734万3,149円の収入でございます。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金におきましては、273万6,000円の収入でございます。

2 目民生費県補助金におきましては、2 億2,822万6,120円の収入でございます。

3 目衛生費県補助金におきましては、999万1,000円の収入でございます。

4 目農林商工費県補助金におきましては、1 億1,861万9,826円の収入でございます。

めくっていただきまして、24ページをお願いします。5 目土木費県補助金におきましては、1 万6,000円の収入でございます。

6 目消防費県補助金におきましては57万5,750円、7 目教育費県補助金におきましては852万2,969円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、8 目災害復旧費の県補助金におきましては、437万7,225円の収入でございます。

3 項県委託金、1 目総務費県委託金におきましては、8,948万1,242円の収入でございます。

2 目農林商工費県委託金におきましては、88万2,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、26ページをお願いします。15款財産収入でございます。全体といたしまして、2,021万1,887円の収入でございます。

1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入といたしまして162万7,435円、2 目利子及び配当金におきましては396万5,717円の収入でございます。

2 項財産売払収入といたしまして、1 目物品売払収入といたしましては、1,411万1,435円の収入でございます。

2目不動産売払収入といたしまして、50万7,300円の収入でございます。

続きまして、16款の寄附金でございます。全体といたしまして、1,568万2,368円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、1項1目一般寄附金では、1,463万8,100円の収入でございます。

2目土木費寄附金におきましては、4万4,268円の収入でございます。

3目ふるさと応援寄附金におきましては、100万円の収入でございます。

続きまして、17款繰入金でございます。全体といたしまして、3億7,160万7,721円の収入でございます。

1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、1億4,300万円の収入でございます。

2目教育基金繰入金におきましては1,558万3,680円、3目体力づくりセンター整備基金繰入金におきましては1,872万8,300円、4目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金におきましては408万8,741円の収入でございます。

5目地域振興基金繰入金におきましては、1億9,000万円の収入でございます。

めくっていただきまして、28ページをお願いします。2項他会計繰入金、1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金におきましては、20万7,000円の収入でございます。

続きまして、18款の繰越金につきましては、3億7,017万8,461円の収入でございます。

続きまして、19款諸収入でございます。全体といたしまして、1億5,062万7,260円の収入でございます。

1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金では、940万5,135円の収入でございます。

2項1目預金利子では26万6,568円、3項1目滞納処分費では70万円の収入でございます。

2目弁償金では、2,545円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、3目過年度収入では687万7,452円の収入でございます。

4目雑入につきましては、1億3,337万5,560円の収入でございます。

めくっていただきまして、31ページをお願いします。20款市債でございます。全体といたしまして、10億9,940万円の収入でございます。

1項1目総務債では8,800万円、2目衛生債では3,520万円、3目農林商工債では640万円、4目土木債では1億1,070万円の収入でございます。

5目消防債におきましては、1,680万円の収入でございます。

めくっていただきまして、32ページをお願いします。6目教育債では、1億2,040万円の収入でございます。

7目災害復旧事業債では、3億500万円の収入でございます。

8目臨時財政対策債におきましては、4億1,690万円の収入でございます。

21款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金におきましては、597万4,000円の収入でございます。

収入合計といたしまして、予算現額167億6,685万6,454円に対しまして、収入済額149億

8,579万5,808円、不納欠損額1,806万9,795円、収入未済額13億7,448万786円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、幾つかお聞きします。

まず、12ページになります。12ページの1款市税、1項市民税の中の2目法人市民税ですけれども、市税全体に前年度よりも収入が増えてるということで、細かく見ますと、この法人市民税、これが大きく伸びているというふうに見たんですけれども、これは何かどういう理由かご存じでしたらお願いします。例えば、単純に売上げ、その企業収益が上がったからこの法人税割が伸びたのか、あるいは何らかの企業が誘致されたりとか等々変化があったのか、そこら辺どういうふうにお考えなのか、お願いします。

**増田委員長** 中課長。

**中 税務課長** 税務課の中でございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問で、法人市民税が大幅に伸びているということについてでございますが、法人市民税のほうは、法人数につきましては平成30年度が677社であったものが、令和元年度においては696社と、19社増加しております。令和元年度の均等割の調定額ですけれども、9,027万4,400円でございます。前年度比971万8,400円の増でございます。それと、法人市民税の法人税割でございますが、令和元年度におきましては調定額が2億8,547万8,600円となっております。合計いたしまして、令和元年度の調定額の合計が3億7,575万3,000円となっております。対前年度比の9,002万2,900円の増となっております。

すみません。先ほど申しました金額が間違っておりますので、訂正させていただきます。9,095万3,900円となっております。調定額が増額となっている内訳といたしましては、先ほどの9,095万3,900円のうち8,123万5,500円が法人税割となっております。そのうちの伸び幅が上位10社の分を見ますと、すみません、ちょっと整理させていただきますので、あとでお願いします。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 法人市民税の関係でございます。法人市民税は、ご存じのとおり均等割と法人税割になっておりまして、主な増加要因としては法人税割のほうとなっております。大体、均等割のほうで900万円の増で法人税割のほうで8,000万円の増、法人税割のほうですので企業収益が主な影響だと思われそうですが、もしかすると半期半期の関係でたまたま今年が増えただけかもしれないかもしれませんが、主には収益が多くあったのかなと見込まれます。個別に今申し上げてましたが、大きくなっている大幅増の法人もございますので、そこは収益の関係かなと思われそうです。以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員、まだ答弁漏れありますか。

谷原委員。

**谷原委員** 法人市民税のほうなんですけれども、1億円近い収益が前年度比上がってるということで、これは非常に恩恵を受けたなとは思いますが、会社の数が増えるのも結構なことなんです。法人税割のほうが多いということで、今年度はご存じのとおり新型コロナウイルスの影響もありますし、来年度に向けて、これが特に法人市民税は上下しますので安心できないなというふうな思いでおります。ただ、やはり地元雇用も含めてしっかりと工場誘致をしていくことは、今後の葛城市の税収を上げる上では重要なことではないかなと思っております。あと幾つかあったんですが、ちょっとまた。

**増田委員長** 再質問してください。

**谷原委員** 分かりました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 谷原委員から、今、法人の話が出ました。一応、市税、個人、法人、固定資産、大体全体を見ていったら、予算に対して収入済みがちょっと増えてきておる。例えば、個人の場合やったら、前年で大体1,700万円ほど増えとるし、法人で8,300万円、固定資産で2,900万円、軽自動車で260万円と、全体的に上がってきとる。今、話出てる法人、ボーンと8,000万円、9,000万円近く増えとるということやから、どっかの企業、平均で増えたんやなしに、どっかの金額がボーンと上がとんやろうというふうに思います。今までやったら、ツバキ・ナカシマ、シャープ、ダイドーとかいうのはそんなないけども、ここら辺りは1億円ぐらいボーンと上がってきよる。シャープなんかやったら3億円ぐらいボーンと上がってきよるから、今そんなないけども、恐らくどっか名前は言わないと思うけども、どっかで増収があつてんやろうなというふうに解釈をいたします。

全体的に市税見てみますと、そこそこというか、かなりの金額が上がってきとる。ところが、令和元年はこれええわけやけども、令和2年、今年の予算がコロナの関係でどんだけ響いてくるか。恐らく固定資産はそのぐらい変わらへんやろうけど、個人市民税、これがかなり落ち込むかな。ところが、大体、行政というのは、良うなんのも2年ほどかかるし、悪うなるのも2年ぐらいかかる。だから、すぐには次年度落ち込みはせんやろうけども、令和2年、令和3年の予算に影響してくるやろう。そこで、金ばっかり言うのやないけども、税収が落ち込むということになってきたら歳出のバランスをどう考えんねんと、これは大事なことやと思う。だから、その取崩しばかりするのも1つの方法やけども、取崩しをして必ず戻すというんならええけども、それが戻らんかったらえらいことになる。だから、市税をしっかりと集めてもらいたいのと、どうも滞納額、予算の割にここ5、6年というんか、非常に滞納の収納率が悪い。職員が仕事してないというのやないけども、やっぱり滞納をしっかりと集めないと、真面目に税金を納めてる人が馬鹿を見るようなことのないように、ひとつ収納促進課、収納促進課だけではできひんと思うけども、職員全体で奮闘して集めてもらいたいというふうに思います。個人についても、固定資産についても、固定資産は今年ちょっとどういうわけか上がとる。けど、大体は半分ぐらしか収納できてない。だから、これもしっかりと集めていただきたいというふうに思います。たばこ税については税率の改正で上が

ってきてるので、これはそんな大きな動きはないというふうに思います。

それで、私も専門と違うんで分かりませんが、交付税の関係で、これを見てたら、当初予算から見たらかなり上がると、15億円ぐらい上がるとるのかな。何でこのぐらい上がってんのかよう分からんけども、いわゆる合併して15年、令和元年度が一番最終になんのかな。今度、令和2年度からは、今年から一本算定やな。この予算見てたかて、そのくらい一本算定になってもえろう変わらんとするねけども、合併当時のところから見たら、この交付税の計算全然違う。我々、当時合併したときに、単純な話、一本算定があったら、もう最低5億円か6億円は絶対落ちんねんということでかなり心配したけども、逆に言うたら、一本算定になったら落ちるところか上がってきよる。国の施策で地方を手厚くせなあかんというようなことで、これは結構なことやと思うねんな。これを見て、経常収支がどんどん数字が上がってくる、このバランスが非常に難しい。ただ単に、収入と支出だけポンポン見るだけではいかへんけども、この経常収支見ていかなしやあないとなってきたらあれやし、今後、一本算定になっていって、その5年も10年も先は難しいけども、ここ令和2年、令和3年、令和4年ぐらいは、そのくらい大きな変動は副市長おまへんのか。大体このぐらいでいけまんのか。コロナの影響やさかいいうて、それは税収落ちりゃあ交付税は上がるということやけど、国が金のうなってきたら、そんなうまいこと上がっていかへんやろうし、そこらをもうプロやから、落ち込んだときにどうせえよということを指導してやってほしい。それもお願いしておきますわ。やっぱりもうこれはプロに任せなうにもできひんし、余計なことばっかり言うてもあれやから、それともう1点の地方特例交付金、これがよう分からんねけど、600万円ほど減額になつとるので、何でなつてんのかなと。下の子ども・子育てのやつは後で出てきて増えてあるわけやから、通常の特例交付金やと思うんやけども、何でこのぐらい減つとんかなと、それだけお願いしておきます。

**増田委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの岡本委員のご質問で、まず令和2年度から交付税が一本算定になって、今後どういうふうな推移になっていくのかというようなご質問であったかと受け止めております。

まず、その分につきましては、交付税につきましては地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、全国どこの地方公共団体においても一律のサービスが受けられるように、国税の一部を財源といたしまして国が一定の基準により地方公共団体に対して交付されるものでございまして、国の予算額につきましては、毎年、国の地方財政計画で示されているところでございます。

平成30年度以降の国の財政計画における地方交付税の推移でございますが、平成30年度が16兆円、令和元年度が16.2兆円、令和2年度が16.6兆円と増額傾向にございますが、予算がある中で一定基準によりまして交付されておりますので、国の予算額の増加に伴い、葛城市の交付額が一概に増えていくとも限らないところでございます。ただ、本市の基準財政需要額が増加傾向にあるのは間違いございません。三位一体の改革時にも経験してございますように、地方交付税は国の施策にも大きく左右されるものでございますので、先行きといたし

ましてはなかなか見込みにくいところがございますので、このようなご答弁になります、ご理解いただきたいと思っております。

それから、もう一つお尋ねの地方特例交付金でございます。この部分につきましては、当初予算で5,000万円を計上させていただいております。令和元年度6月の補正予算で1,040万円を補正させていただいております。この補正させていただきました内容でございますけれども、これは令和元年10月に消費税率が10%に上がったことに伴いまして法律が改正されまして、自動車取得税交付金から環境性能割交付金に変更をされるという改正がございました。そのような背景がございました中で、需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減ということで、こちらは自動車の取得時の負担を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した登録者及び軽自動車について環境性能割の税率を1%軽減するというので、これによる地方税の減収は全額、地方特例交付金で補てんされるというものでございましたので、これを受けまして6月に地方特例交付金を1,040万円補正させていただいております。

内訳でございますけれども、環境性能割に係る登録者分、これは軽自動車以外の部分でございますが、これは大体980万円と見込ませていただきました。また、環境性能割の軽自動車分として60万円を見込ませていただいて、合計額1,040万円の補正を行わせていただいたところでございます。ところが、決算を迎えたときに、環境性能割の登録者分については決算額として258万6,000円、また、軽自動車分については78万1,000円が決算額となったことによりまして、実際1,040万円を補正させていただいたところでございますが、決算交付額といたしましては336万7,000円を交付いただいたところでございます、その差額となります分が差額として表れてきているところでございます。

私からは以上でございます。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課の椿本でございます。

今、滞納についてのご指摘がございましたので、説明させていただきます。令和元年度の滞納繰越分におきましては、調定額が1億8,654万3,837円に対しまして、収納済額は4,287万296円となっております。収納率が22.98%となっております。昨年、平成30年度が21.54%でありましたので、やや上昇したところでございます。調定額におきましても、平成30年度は1億9,400万円に対しまして令和元年度の調定が1億8,600万円ということで、やや減少しているところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 地方特例交付金、よく分かりました。消費税の改正で環境性能割になったと、それを見込んだ。結果、蓋開けたら、そのようになってなかった。それが少のうなった原因やと、簡単に言うたらそういうことやんな。分かった。

交付税については、一応計算上、交付税財源、特別会計分やな。一応、16兆円から16.2兆円か、16.6兆円か、計算上こうなるとるけど、即なるかならんか分からへんけども、これが



らいったら、そのくらい大きく下がるということはないやろうというぐらいの目安やわな。確定できひんからな。何ぼかは安心やわな。今のところで大きながたと下がることはないとなるほどな。大体、国の関係とかそんなものについては、そのくらい大きなことない。ただ、地方消費税、それから株式譲渡、これは下がりぎみというんかになってきよし、地方消費税はそのくらい、一概に言われへんけども、大体ほんなら財源的には令和2年度もほぼ行けるかなという見込みでええわけやんな、令和2年度はやで。令和3年度はちょっと落ち込むかわからんな。先まで分からんさかいあれやけど、令和元年度の決算については、大体こういうようなことでいったら歳入とバランスが取れてあるということやったな。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願いいたします。

まずは、13ページの市たばこ税、これは前も答弁で貴重な財源というお声ももらいまして、昨年よりも上がってると。これは僕が感じるに、コロナ禍の影響をほぼ受けない税なのかなというふうに思っております。その中で、これ前から何回も言ってますけど、目的税じゃないからこれをどこに使ったという質問ができないわけで、ただ、市長のご配慮で新庄庁舎の奥でたばこ吸えるスペースを作っていたんですけども、あまりにも夏がもう灼熱で、これからも寒くなるというイメージはもう安易にできるんですけども、その辺をお金を使って何かというの言いにくいっちゃ言いにくいんですけども、せっかくたばこ税を納めていただいている方があそこで吸ったときに、何か残念な気持ちにならないような最低限の配慮をしていただきたいというのが1つと、あとはたばこを吸える場所というアナウンスとか看板というか、あのスペースは別に僕ら議員のとか市役所の人間の方々のためのスペースじゃなくて、市民の方々が来たときにいていただくスペースのはずなので、ちゃんとしたアナウンスというのをもう一回やっていただきたいという要望、この2つがたばこ税です。

次は、16ページになるんかなと思うんですけども、私この前、学校の駐車場の料金、収納について一般質問させてもらって、小中学校の先生は駐車料金0円やのに何で幼稚園の先生は1,000円あんのという話を一般質問でさせていただいたんです、不公平じゃないかという。そのときにもご答弁で、不公平やと思うから対応させていただきますという、もしそれが徴収されてるとしたらここに上がってくるのかなと思うんですけども、多分できてないかなと思うんですけど、その後どういう経過なのか教えていただきたい、ここぐらいしか聞くところないと思うので、お願いします。

**増田委員長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

杉本委員のほうから一般質問でしていただきまして、私もあの当時、今も同感でございますので、どうか小中学校の職員も集めようというふうに思いました。それでその当時、先進的といえますか奈良県下で実際に集めているのはお隣の大和高田市でございましたので、大和高田市の前教育長の早川教育長に、どういうふうな方法でやったのかというようなこと

を確認しに行きました。

そこからの結果なんですが、その話を聞いて、今まではもう絶対、幼稚園と小中学校の職員でこだけバランスが悪い、どうにかしようというのを意欲満々だったんですけども、大和高田市のした、それを緩和するための条件整備、これがなかなか葛城市はできないということで、今、その辺をどう詰めようかということを考えてるわけですけども、大和高田市の場合は各学校の駐車場の代替の場所を探して、そこを教育委員会のほうで交渉して学校にそこで使えというふうにしているらしいです。そして、各学校に、市で言う公用車、それを何台かこういうふうな配当をしているそうでございます。ということで、予算的なものも相当なものでございますし、それに代わる場所等を考えているわけですけども、なかなか中心部にあったらできないということでございますので、そういう考えを持ってますし、どうにかやっていきたいんですけども、現状としては進んでいないという結果報告、残念な報告しかできませんが、そういうふうな現状でございます。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいか。

杉本委員。

**杉本委員** 教育長のお話、この前ちらっとお話させてもうて、厳しいと言うてはったんは分かってるんですよ。僕、取れと言ってるわけじゃなくて、平等にせえというわけで、全員から取らないという選択肢もあると思うんですよ。その辺も踏まえていただきたいと思います。

改めて、そのたばこ税で、吸える方々のためにそういう設備等を考えていただけないでしょうか。これは、きちっとご答弁いただきたいと思います。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 非常にたばこ税の場合は、いろいろ健康的な話もありまして、吸う方が減ってくるであろう、また単価が上がることによって税収がまた落ちてくるであろうと予想した中で、ありがたいことに減らないで、ほぼ2億円という水準を維持しておるといのはもう事実でございます。私も以前はたばこを吸っておりましたので、その委員がおっしゃるように特別税はないんですけども、ある種吸われる人に還元できるような方法はないのかということをお願いした時期もあったんですけども、今吸わなくなってしまうので非常に言いにくくなってしまったんですけども、その時よう言われたんが、「その分健康を害するからお金かかるでしょう」なんていうことを、その当時の理事者サイドのほうから言われたような記憶もありますけど、法の許す範囲の中で考察をしたいと思っております。当然、健康増進法の中でたばこというものの取扱い方もしくは喫煙場所等の制約がございます。ですので、その制約の中で何ができるのかということは考察していきたいと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** もちろん、その法の中でしっかり考えて、次はもうちょっと前向いた、前向いたというか新たな意見が出たらいいなと思います。ありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 最後にこのぐらい言うのかな。たばこ税、収納率100%やし不納欠損はないしな。これ、職員の人しんどいねけど、先ほど岡本委員ちらっと言わはったけども、全部ですよ。市税全部、それから固定資産税も含めて、軽自動車税も含めてやけれども、金額的にはあれかわからんけれど、収納率が一番低いのがこの軽自動車税やな。これ収納率低い。それで、滞納処分も調定額と収入済額でいくと相当よう取ってないいうんか、これしんどいところやろうと思うねけどね。せやけど、これ大きいですよ。それで市税でも不納欠損額が大きいし、収入の未済額というのんもポンポンと上がってきてあるけれども、これどういふふうに今してはんのん。ただ単に、そんな強制的にこの徴税には行かれへんのんか。誰かが役目を決めて、もう納めやらへんだらしゃあないわと、納められへんねんからしゃあないわという形になってんのか。特に収納率の低い、これ低いんですか。例えばこの個人の市税でも平成30年度よりちょっと上がってある言うけれども、市税全体でこの収納率が97.15%という、これはええほうなんですか。ほんで、これずっとあんまり変わらん数字できてんのか。それとも、これ何ぼか努力して、どんな努力してんのか。滞納のことも含めて大きな金額や思うんやけどな、これ。特にこの滞納処分なんかは、もう二十何%とか、調定額から言うたらちょっとしかよう集めてない、滞納処分をようしてないのと違うんかと思うんやけど、しんどいと思うよ、皆さんは。同じ人が行くのはあれやろうけれども、そやけど、この状態をどんな努力してはんのか聞かせてほしいんやけどね。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。

不納欠損につきましては、滞納があるという理由だけでは落とさない、もう当然でございますが、不納欠損となっております理由といたしましては、財産がないとか生活保護でありますとか滞納者の所在がもう不明であると、あと消滅時効、破産等の理由で不納欠損に至ったというのが主な理由でございます。収納といたしましても、当然、督促、催告等送らせていただいて差押えできるものは差押えするというのもやっておりますし、あと、年2回、部課長、特別滞納整理ということで臨戸訪問もいたしておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 そんなん前から聞いてきてるわけや、今言わはったようなことは。そういうふうなことは、不納欠損やったらどっかでもう線引かなしゃあないわけやろう、そこんところは。僕が言うてんのは、そういう生活困窮とかいろいろなところでの金額だけじゃないと僕は思うてんわけや。そこは、それはそういうふうなあんまり取られへんところよりも、これは固定資産税なんかでも、どう言うたらええんかな、ちょっと悪質な人らというのんはつかんでんのと違うかなと俺思うて、それはないんか、こんだけの金額の中で。それを同じように、事情が分かってこれは無理やなという種別と、これお金払えるのにちょっとおかしいでというのんを分かるはずやんか。分からへんか、これやってたら。この収納率は、そしたらずっと、はっ

きりと市税の収納率95.何%、95.83%、95.39%と、令和元年度と平成30年度、えろう変わらんわ、これな。この数字は、ずっとこんなもんなん、収納率は。そやから、どんな努力してんのんと、督促状を送っただけなの、行ってんのん、足運んでんのん。そこをどういう努力してんのん、これ。岡本委員は、真面目に納めてる、誰も真面目に納めてるもん、ほんまにしんどうて、その人らはその人らでまたちゃんと違う税を取り立てる違う方法でいかなんやろうとは思うで、それは。そやけど、これほんまにきちっとその状況をつかんで、税務のほうはしんどいやろうけど、平等性というて言わはったんは、ほんまにそれ確保ちゃんとできてんのかなと思うので、ほかの市よりもこの収納率は葛城市はええんかもわからん。これ知らん、分からんけど、これはええほうなんか、収納率としては、ほかと見て。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課、椿本でございます。

収納率で言いますと、公表されておりますデータで、平成30年度といたしますのが、葛城市といたしましては、奈良県の平均よりは悪いです。

**西川委員** いや、努力何かしてんのんて聞いている。どんなことしてんのん。

**椿本収納促進課長** ただいま令和2年度、今年度におきましては、県税事務所より、国税、税務署のOBの方を派遣していただきまして、主に滞納整理の実務をやっていただいております。また、職員に対しても、アドバイスなりやり方等を指導なりしていただいているところでございます。

以上です。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** しっかりとやってもら、これ税の平等性というのんは、これを崩してしもうたらね。そやから、これはまあまあしんどいとは思いますが、その担当のほうは。せやけれども、これはしっかりとやってもらわんと、そんな県のあれよりも悪いんやいうて、ふーんて言うてるわけにもいけへんでっしゃろう、収納率。だから、もうちょっと何か来てもうてまんねん、いやちょっと指導してもうてまんねんていうような、その指導してもうてそれを実際にきちっと、多分1人では行かれへんはずや、そういうところへは2人、3人で行かな危ないいうたらおかしいけど、かなんやんか、そういうのは。そやけど、行かんなんやん。だから、そこら辺のことも含めて、大きくは平等性、それでさっき言うてるように、そんな生活困窮をしてどうしてもという人らのことを僕言うてんの違うんやからな。それもつかめるやんか、はっきりとそういうことやったら。そんな不納欠損でせなしゃあなかったら、そういうんじゃないからこれ収納率上がらへんと思うよ、そんな人ばかりと違うと思うから。そんな生活困窮ばかり違うと思うよ、これ、収納率上がらへんのは。そこらよく、ちょっとしんどい作業やけどもやっていただきたい。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもご心配ありがとうございます。収納率が低いというご意見でございます。この近年におきましては、奈良県のほうから実は収納促進課のほうに職員を受け入れております。そして、本年の場合は、今申しましたような形で収納をするある種手法、その水準を上げると

いうつもりで取り組んでいるところでございます。ご意見はもう真摯に受け止めたいと思います。それで、もし委員がご指摘のような事象を具体的にご存じならば、その具体的な事象をお伝えいただければありがたいかと存じます。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 何点かお聞きします。1つは14ページのところになりますけれども、地方消費税の交付金のことについて伺いたいんです。昨年度、地方消費税交付金が、ここにあるように8%から2%上がって10%になったために、引上げ分の地方交付税の充当額ということで書いてあるんだろうと思うんですけれども、消費税というのは大変、特に所得の低い方には逆進性が強く、まさにこれ生きていく全ての商品に税がかかっていきますから、その意味では安定財源にもなるわけですが、私、これは税そのものではないんですが、毎年、地方消費税交付金がこれだけあるということなんですが、10%に税率がなるということは、市から歳出で出ていくものも10%かかってくるわけですね。職員の賃金にはかからないけれども、給料にはかからないけれども、いろんなものを購入すると全て10%かかってくるわけです。当然、工事請負費も10%かかると。これだけあると、入ってきたと、それが民生費に充てられるなんて思うと、いや実はちょっと足救われてるんじゃないかなという私は気があるんですよね。

そこでお伺いしたいんですが、要は予算で実際に執行した分が140億円、150億円近くあるとすれば、そのうち幾ら消費税で歳出で持ち出してるのかと。これを見とかないと、安定財源やからいうて消費税上がったら地方は豊かになるなんてことはあり得ないと私は思ってるので、むしろ割り込んでる可能性があるんじゃないかというふうな、そこはシビアに見とく必要があると思うんですけれども、これは総務財政課辺りが全て、そんな難しかったらあれやけどざくっとしたもんでも、これが本当に5億6,000万円入るのかということなんですけれども、これは入としてはあるんだけど出てるんじゃないですかということをお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。

ただいまの谷原委員よりのご質問に、私のこれから申し上げる答弁、ちょっとポイントがずれてるかも分かりませんが、まず私が今、答えとして持ち合わせておりますのが、令和元年度の消費税の影響額がどれくらいあったのかと、令和元年度の執行額の中であったのかというところら辺の資料は持ち合わせておりますので、そういうところら辺の回答をさせていただくということでよろしいでしょうか。

まず、令和元年度10月に消費税率が8%から10%へと引き上げられたところでございますが、当然この令和元年度の半年間、その影響額は決定額に含まれているということでございますが、この中身を強いてお答えさせていただくとすれば、まず影響が見込まれた歳入の主な費目につきましては、地方消費税交付金また地方特例交付金、環境性能割交付金や自動車取得税交付金が挙げられるというところでございます。地方消費税交付金につきましては、

過去の予算特別委員会にもご答弁申し上げましたように、令和元年10月に消費税が上がったからといって、その影響を受けた地方消費税交付金がすぐに市のほうに交付されるわけではございませんで、大体、期間が5か月から6か月程度遅れるということから、令和元年度においてはその影響額は出ておらないと、歳入のほうですね。また、地方特例交付金、消費増税に伴いまして令和元年10月より実施されました幼児教育無償化に係る経費については、この地方特例交付金のほうで影響が出ております。令和元年度は地方負担分を措置する臨時交付金を創設して全額国費により対応することとされたことから、影響額としては約9,500万円の影響額として出ております。環境性能割交付金と自動車取得税交付金につきましては、消費増税に伴いまして制度改正が行われたことにより、自動車取得税交付金が廃止されまして環境性能割交付金が創設され、先ほど岡本委員よりご質問いただいた内容に重複してくる部分となっております。

続きまして、歳入のほうでございますが、こちらのほうはある程度前提条件を付させていただいた中で算出のほうをさせていただいておりまして、本当にざっくりとした数値でしか申し上げることはできませんが、委託料や使用料及び賃借料、また工事請負費や原材料費、備品購入費等の消費増税の影響が想定されます主な予算費目につきまして、令和元年10月以降の執行額を根拠に消費税を割り戻し算出した額といたしましては、約4,700万円の影響額と見込んだところでございます。何度も申し上げますが、この数値につきましてはあくまでも参考値としてご認識いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。額としてはそう大きな、出が消費税2%上がった分であるわけではないということでしょうか。その中で、幼児教育無償化に関わって9,500万円ほど影響があったということで、これは出のほうですかね、入いうか、プラスで影響があったのかマイナスで影響があったのか、それを確認したいと思います。

**増田委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。

ただいまの谷原委員のご質問です。この幼児教育の無償化に係る部分につきましては、歳入のほうで地方特例交付金としてプラスの影響が出てるということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** また後ほどお聞きしますけれども、幼児教育無償化については、入るほうはそれであれすけど、そのほかの無償化により保育料のほうで収入減になったりしてプラスマイナスいろいろあると思うんですけれども、消費税については安定財源ということなんでありますけれども、それは本当に生活が大変厳しい人の中からも取り立ててるということで、この税の在り方についてやはり今後とも私は注目して見ていきたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員 なかったら連続で言います、もう今度。

増田委員長 そうでっか、ほんで終わりでっか。

谷原委員。

谷原委員 27ページ、寄附金のところでありますけれども、16款寄附金の1項寄附金のところであります3目のふるさと応援寄附金であります。これは、歳出のところでも議論になりましたけれども、これは入のところであります。これは応援寄附金が100万円ということで、大変前年度と比べてもこれは下がっていると。ところが、葛城市から外に対して、これは当然寄附金を出しておられる方がおられて、その出と入のところその差が出てくるんだろうと思います。地方交付税措置で75%が措置されるようですが、25%は措置されないとなると、結果としてプラスマイナスでどうなったかというところら辺を、まずお聞きしたいと思います。

それから続いてですけれども、これは質問なんです、19ページに戻ります。子どものための子育てのこと、教育・保育給付交付金ですが、19ページの13款国庫支出金、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金です。そこの備考欄の真ん中のところにありますけれども、子どものための教育・保育給付交付金ということで、ここ2分の1となっているんですが、これ私よく分からないんですが、去年の10月に消費税が導入されたときに保育無償化を併せてやるということで、その交付金かなと思うんですけれども、令和元年度中はこれは全額国のほうの措置ではなかったかなと、今年度についてはこれは全額国が持ってくれるわけではなくて、今年度、令和2年度からは出るというふうに思ってたんですが、この2分の1とついてあるので、このことがどういうことなのかということについてお伺いしたいと思います。これは2つ目。

最後です。17ページになります。12款の使用料及び手数料の1項使用料、3目の衛生手数料になりますが、出のところでも聞いたんですけど、歳出でもお伺いしたので、歳入のところでは尿処理手数料ということで、これは汲み取りの使用料ということだろうと思うんですが、これ私が、市がなぜこれを徴収してまたそれを業者に払うと、その間に市のほうから若干それに市が上乘せする分があって業者に払ってるわけなんです。これは法的にどうなってるのかということをお聞きしたいんですね。これは歳出のところでもお伺いしましたけれども、そこをこの入のほうから聞くことになるんですが、その法的な根拠とかどういうことになっているのかと。だから、浄化槽ですね。浄化槽の人は過去そういうふうにはやられてたんですが、もう直、業者とのやり取りになってしまって市の関与は全くないと、当然、市からの補助金もなくなったと。そのことが何年か経って、浄化槽の清掃がなかなかうまくいわずに用水路等に汚物が垂れ流されるようなところも出てきたり、私これだんだん深刻になってると思いますので、できたら下水道についても市からの繰入金がある、これは言いました。同様に、こういうふうな仕組みがどういうふうな仕組みになって、し尿汲み取りのほうについては市が徴収して業者に払うようになってるのか、この3つお聞きします。

増田委員長 中課長。

中 税務課長 税務課の中でございます。よろしくお願いたします。

谷原委員 質問のふるさと応援寄附についてでございますけれども、ふるさと応援寄附金

で、葛城市在住の方が葛城市以外の市町村に寄附されたことによる市民税の影響額、減収となりますけれども、影響額についてでございます。平成29年中は733件で、平成30年度市民税影響額といたしまして、税額ベースで2,734万6,000円の減収でございます。平成30年中は1,023件で令和元年度市民税影響額として、税額ベースで3,862万9,000円の減収となっております。

以上でございます。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 単純に申し上げますけど、約3,800万円なので4,000万円といたしますと25%が出てきますので1,000万円だと、入が100万円なので、その差引きという言い方はどうかあれですけれども、お答えに答えるのであれば900万円弱ということになります。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。子どものための教育・保育給付交付金についてのお問いでございました。

まず、こちらの分につきましては、市内在住児童が入所している市内の市立保育園、市外の公立及び私立保育園に費用として支弁するものでございまして、子ども・子育て支援新制度に基づいた給付でございます。その中で、当初からこちらのほうは予算を組んでおりまして、そちらにつきましては3歳以上と3歳以下で補助率が変わりますけれども、おおむね国は2分の1、そして県のほうでは名称が変わりまして、23ページの真ん中辺りになるんですけれども、施設型給付費等交付金4分の1と、こちらの分でございます。こちら当初から組んでいるんですけれども、無償化の影響を受けまして、昨年度の9月に無償化の分を想定して予算を更に計上させていただいております。そちらのほうは、国庫のほうは2,000万円ほど、これは認定こども園の保育料無償化分と、副食費減免対象分の加算による給付費増額分に対する補助の分と、もう一つは私立保育所の保育料無償化分（副食費を除く）に係る保育料の歳入減収分という補てん分、この2点を9月にそれぞれ上げさせていただいております。その中で国のほうのお問いでございましたが、国のほうの補てんは、15ページの一番上のほうに子ども・子育て支援臨時交付金いうところがございます。こちらのほうで補てんさせていただいてるところでございまして、ですので、これと合わせてという話になります。こちらは子育て福祉課もそうですし、学校教育課のほうもそれぞれ入ってきているということになります。

以上でございます。

**増田委員長** 白澤所長。

**白澤クリーンセンター所長** クリーンセンターの白澤でございます。

先ほどのし尿処理手数料の件での説明のほうをさせていただきます。

まず、この622万8,390円といたしますのは、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の条例に伴いましていただいている手数料でございます。これは市民からいただきまして、その分は市の収入ということになっております。



それから、その分で業者のほうにお金が行ってるというお話でございますが、こちらのほうは要はその業務に対する委託料でございます、その委託料を支払っていると。以前はうちは直営でやっておりまして、当然のことながらその分の給料というのが出ておりました。もう今は直営でやっておりません。委託料という形を取らせていただきまして、その分の委託料とご理解いただければと思います。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。まず、ふるさと納税のほうですけども、先ほどありましたように、出のほうが多くて、大体、概算で900万円から1,000万円、出があるということなんですけど、今のふるさと納税の現状についてはこの10年間ぐらいで1桁上がったように思うんですね。1つは上限額を上げると、それからワンストップというか、確定申告しなくてもできるようにする。あと、これは問題多いと思いますけれども、ポータルサイト、インターネットでもふるさと納税のサイトを立ち上げて、そこには業者がかなり手数料を取るみたいですけども、そんなことまでして非常に過熱してきている中で、放っとけばどンドンどンドンこれは国の方もますますこのふるさと納税、それを導入された方が首相になっておりますので、これはますますそういう方向になるのかなと、抑えるという方向はならないのかなというふうな気がしてるんですね。だんだんだんだん葛城市から出ていく額が増えていく、葛城市はそのままと。

私は、ふるさと納税は問題が多い制度だと思っております。高額所得者を優遇することになりますし、税の在り方からしても非常にいびつな形の税制になると思うんですが、しかしながら当初の導入の趣旨は、葛城市で生まれ育った子どもたちが葛城市のいろいろな施設の恩恵を受けて都会へ出る、そこで住んでそちらで税を払うと。それだったら、ふるさとのほうに多少、都会のほうは今、非常に人口集中もしてまして、税収も上がると、地方交付税も受けなくても済む、いいような自治体が増えている。その中で、地方のほうにも応援のためにこれをやりましょうというふうなことが当初の5、6名の県知事が要望されたようですけど、私は本来の趣旨からして本当に葛城市は外へ出ていった方々が、コロナの問題、いろんな問題、葛城市どうなってるかな、応援してやろうという方が、やっぱりきちっとできるような、ある程度バランスを取りながらもこのマイナスが増えていくということに対しては何らかの手だてが要るんじゃないかと私は思ってるんですが、こころ辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、保育無償化の件につきましては分かりました。2分の1と書いてあったのでどうかと思ったんですが、ほかの費目でそれは入ってるということで、よく分かりました。

最後にし尿の件なんですけれども、これは委託ということであれば、浄化槽も委託してできるのかということをお聞きしたいんです。つまり、し尿のほうは直営でやってましたよと、その直営を業者に委託したわけですから、その委託としての委託料が払われ、一方ではそれを市のほうに入れていただいているということであれば、浄化槽の汲み取りと同じように入れることはできないのかと、これはもう単純な発想かも分かりませんが、こういうことができ

るんかどうかお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。一部この決算特別委員会の中でもご答弁させていただきましたけども、検討させていただきたいと思います。委員ご指摘のように、私も税としては非常に違和感のあるやり方であると感じております。地方同士がその地域の税金を取り合うようなやり方がいいのかどうか、なおかつそれが出た部分について国が補てんするやり方がいいのかどうか。それと、今はだいぶ改善されましたけども、以前ですと高額の高率の返礼品を出すやり方がいいのかどうか、その辺に違和感を非常に抱いておりましたので、これはあまり踏み込まないほうがいいであろうという判断の中で対応してまいったわけなんですけども、ある種一部改善がされた部分もございます。それと、税という考え方から離れた場合、今回、特にコロナの一件がありましたので、通信販売的なものもある種、どういう宣伝の仕方をするのやという考え方に立てば、1つのツールとしてその地域の商品の紹介に持っているものでもあるであろう。ただ、トータルコストとしてあまりかけるべきではないのではないかなという気はいたしておりますので、検討させていただきたいというのは、実はその辺も含めましてもう近々に結論を出して取り組んでいく方向での、検討したいなという思いでお答えをさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 白澤所長。

**白澤クリーンセンター所長** クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの浄化槽の件でございますが、私のほうも勉強不足で、その辺のところまともなお答えはできないんですけれども、この条例に基づいた形で今行っております。この条例を読む限りでは、今の条例では浄化槽を手助けするという条例にはなっていないかと思われま

す。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** では、ふるさと納税の件についてはいろいろ問題が多いとは思いますが、大きな流れとして大変税額が増えて、どんどんいろんな方が葛城市外のほうにも出されていく傾向になってくると思いますので、趣旨を生かしながら職員の負担にならないようにいろいろ検討していただけたらなと思います。とりわけ、前も言いましたけれども、やっぱり地元の産業とかブランド品とか、あるいは頑張っているところが手を挙げれば、それを返礼品として応援してあげるということは、いろいろと地域活性化のためにも私は悪いことではないと思ってるんです、特にコロナ禍では。また新たな感染症の問題も出てくるかも分かりませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それからもう一つ浄化槽の件ですけれども、要は水洗化率を上げていくために莫大投資してますから、当然、浄化槽の人も水洗化していただくと、接続していただくというのが本来の趣旨だと思うんですけれども、実際にはなかなかいろんな事情があつてつなげない方がいらっしゃるんです。つなぎたくてもつなげられない。そのうちその方々たちが高齢化してき

て、非常に経済的にも大変厳しくなるので、余計そういうことができないという中でいろんな問題が起きてくるので、条例改正等まではいかななくても、環境を守る上でも平等性という観点からしても、これはぜひ一度考えていただけたらと思います。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** ふるさと納税の関連で、昨日、質問させてもらったところなんですけども、今、ふるさと納税の在り方というのが、法的にどうのこうのとは別にちょっと違う意味で動いてるところがあるんです。というのは、従来の返礼品目的、返礼品を絶対返すんじゃなくて、単なるその地域の起業家ないし団体を応援していくという意味で、提供した人に対しては活動の報告だけということやってるやり方、クラウドファンディングみたいな形での動きがあります。例えばある地域では、買物代行のその団体に対してふるさと納税、クラウドファンディングを利用して寄附金を募ると、そこに対して提供した方についてはその活動報告を送るという、それだけでも成り立つんですよ。となってくると、その支援を受けた起業家あるいは企業が、その地域に対して還元する、また別の意味での産業の育成とかそういうところにつながっていくんです。長い目で見たときに、もう即効果が出る返礼品とかじゃなくてもいいんですよ。そういったやり方も今後研究していただくということなので、ひとつ考慮にしたいなとお願いしておきます。

以上です。

**増田委員長** 答弁よろしいか。

**奥本委員** はい、結構です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、歳入に対する質疑を終結いたします。

本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

なお、明日18日につきましては、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、ご参集賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。ご苦勞さんでございました。

延 会 午後5時11分